障がい者福祉
サービスガイド

甲府市
福祉保健部障がい福祉課

Tel　０５５－２３７－５２４０（相談支援係）
Tel　０５５－２３７－５６４２（医療支援係）
Tel　０５５－２３７－５６５４（サービス支援係）

Fax ０５５－２３７－５２９９

令和５年４月版

※法律や制度の改正により内容が変更している場合がありますので、
　詳しくはお問い合わせください。

《ごあんない》

★　障害者手帳の取得　★

1　身体障害者手帳　⇒P3
2　療育手帳　⇒P3
3　精神障害者保健福祉手帳　⇒P3
4　その他の手続き　⇒P4

★　医療の援助　★

1　自立支援医療（育成医療・更生医療・精神通院医療）　⇒P4～
2　重度心身障害者医療費助成制度　⇒P5
3　心身障がい児（者）歯科診療事業　⇒P5
4　高額医療費貸付制度　⇒P6

★　生活を便利にする用具　★

1　補装具　⇒P6
2　軽度・中等度難聴児補聴器購入費助成　⇒P6
3　日常生活用具　⇒P6～

★　手当・年金等　★

1　特別児童扶養手当　⇒P8～
2　障害児福祉手当　⇒P9
3　特別障害者手当　⇒P9
4　甲府市心身障害児童福祉手当　⇒P9～
5　障害基礎年金　⇒P10
6　特別障害給付金　⇒P10
7　心身障害者扶養共済制度　⇒P10

★　税金・公共料金等の減免　★

1　所得税・住民税・相続税の控除　⇒P10～
2　個人事業税　⇒P11
3　(軽)自動車関係税の減免　⇒P11～
4　保育料の軽減　⇒P13
5　携帯電話使用料の割引　⇒P14
6　NHK 放送受信料の免除　⇒P14
7　青い鳥郵便葉書の配布　⇒P14

★　住まいの援助・相談　★

1　居室整備費補助金制度　⇒P14
2　居室等整備資金貸付制度　⇒P15
3　公営住宅家賃　⇒P15
4　空き家に関するご相談　⇒P15

～「障害」の「害」の字のひらがな表記について～

「害」の字には、「わざわい」や「さまたげ」などの意味があり、人に対して用いることが好ましくないという考え方から、本ガイド内では、「障害」という言葉が「人や人の状態」を表すときには、法令名や固有名詞等を除いて「障がい」と表記しています。

★　外出（交通手段）の援助　★

1　運賃の割引 ⇒P15～
2　有料道路障害者割引制度 ⇒P16
3　タクシー利用料金助成事業 ⇒P17
4　運転免許取得費の補助 ⇒P17
5　自動車改造費の助成 ⇒P17
6　介助用自動車購入等の助成 ⇒P17
7　自動車燃料費の助成 ⇒P18
8　駐車禁止除外標章の交付 ⇒P18
9　やまなし思いやりパーキング制度⇒P18～

★　日常生活の支援　★

1　障害福祉サービス・障害児通所サービス　⇒P20～
2　サービス等利用計画・障害児支援利用計画作成のご案内　⇒P23
3　第２子以降３歳以下障害児通所支援利用者負担額助成金について　⇒Ｐ23
4　甲府市視覚障害者社会参加推進事業利用者負担助成について　⇒Ｐ24
5　指定特定相談支援事業所・指定障害児相談支援事業所一覧　⇒P24～
6　地域生活支援事業
　① 意思疎通支援事業⇒P25　②日常生活用具給付事業⇒P6、7、8、26
　③訪問入浴サービス事業⇒P26　④日中一時支援事業⇒P26　⑤移動支援事業⇒P26～
　⑥地域活動支援センター⇒P27　⑦福祉ホーム⇒P27
　⑧地域生活支援拠点事業⇒P27　⑨更生訓練費⇒P27～　⑩就職支度金⇒P28
　⑪医療的ケア児等コーディネーターの設置⇒Ｐ２８
7　甲府市障害者基幹相談支援センター「りんく」　⇒P28
8　ヘルプカードの配布　⇒P28～
9　ヘルプマークの配布　⇒P29

★　権利を守る　★

1　成年後見制度　⇒P29
2　福祉サービス利用援助事業⇒P29 ～
3　障害者虐待防止センター　⇒P30
4　障がいの差別に関する相談　⇒P30

★　他の障がい者福祉サービス　★

1　生活福祉資金の貸付　⇒P31
2　郵便投票　⇒P31
3　自動車事故対策　⇒P31
4　甲府市福祉センターの利用　⇒P31

★　防災・防犯への備え　★

1　避難行動要支援者名簿 ⇒P32
2　救急あんしん情報セットの配付 ⇒P32

★　障害福祉施設　★

1　障がい児のための施設　⇒P33
2　障がい者のための施設　⇒P33
3　その他の施設　⇒P33

★　相談・関係機関一覧　★　⇒Ｐ33、34

★　甲府市身体障害者・知的障害者相談員名簿　★　⇒Ｐ34、35

★　障がい者（児）関係団体名一覧　★　⇒Ｐ36、37

★甲府市の防災情報の確認方法★⇒P38～

★要配慮者（障がい者）の「災害時における日頃からの備え」について★⇒P42

★　障害者手帳の取得　★

このガイドブックに記載されているさまざまな障害福祉サービスを利用するためには、障害者手帳が必要です。障害の内容によって ①身体障害者手帳 ②療育手帳（知的障がい者） ③精神障害者保健福祉手帳の３種類があります。

１　身体障害者手帳

対　象　者	視覚、聴覚・平衡、音声・言語・そしゃく機能、肢体（上肢・下肢・体幹）、心臓機能、ぼうこう・直腸機能、小腸機能、じん臓機能、肝臓機能、呼吸器機能、免疫機能等に永続する一定の障がいがあり、国の定める基準に該当する方。 障害の程度によって、１級から６級までに区分されます。
申 請 書 類	申請書・付表（用紙は、障がい福祉課にあります。） 甲府市が指定する医師の診断書（診断日が、３か月以内のもの。用紙は障がい福祉課にあります。） 写真２枚（原則、上半身正面無帽。サングラス、マスク等で顔を隠していないもの。縦４ｃｍ・横３ｃｍ。普通紙で印刷した写真は使用できません。） マイナンバーのわかるもの 官公署から発行された顔写真付きの身分証明書等（運転免許証など） 提出された医師意見書を元に障害の認定がされます。
再　認　定	手帳に再認定期日が記載されている方は、次の認定月までに再認定を受けます。 再認定の２か月前に通知します。

２　療育手帳

対　象　者	児童相談所又は障害者相談所において、知的障がいと判定された方。 障害の程度によって６段階に区分されます。障害の程度や相談・指導の記録が記入されます。
申 請 書 類	申請書、付表（用紙は、障がい福祉課にあります。） 写真１枚（原則、上半身正面無帽。サングラス、マスク等で隠れていないもの。縦４ｃｍ・横３ｃｍ。普通紙で印刷した写真は使用できません。） マイナンバーのわかるもの 官公署から発行された顔写真付きの身分証明書等（運転免許証など） 申請後、児童相談所又は、障害者相談所で判定を受けます。
再　判　定	手帳に記載されている次の判定日までに再判定を受けます。

３　精神障害者保健福祉手帳

対　象　者	統合失調症、そううつ病、てんかん、中毒性精神病、アルツハイマー病及び認知症などの精神疾患を有する方で、精神障がいのため長期にわたり日常生活や社会生活に困難がある方。（療育手帳の対象者となる知的障害は除く。） 障害の程度によって１級から３級に区分されます。
申 請 書 類	申請書（用紙は、障がい福祉課にあります。） 医師の診断書（初診日から６か月以上経過した時点のもので、診断日が３か月以内のもの）又は、精神障害を事由に受ける障害年金証書・特別障害給付金証書の写し。（日本年金機構等に年金内容を確認するための同意をいただきます。同意書用紙は障がい福祉課にあります。） 写真１枚（原則、上半身正面無帽。サングラス、マスク等で隠れていないもの。縦４ｃｍ・横３ｃｍ。普通紙で印刷した写真は使用できません。） マイナンバーのわかるもの 官公署から発行された顔写真付きの身分証明書等（運転免許証など）
有 効 期 限	２年。更新の場合、有効期限の３か月前からの手続きが可能です。更新についてのお知らせはありません。

４　その他の手続き

再 交 付　手帳の障がい程度が変わったとき、手帳を紛失又は破損したときは、手帳の再交付の申請をしてください。

変　　更　住所又は氏名を変えたときは届け出てください。

返　　還　障がいのある方が死亡したとき、あるいは障がいの変更等により、手帳の再交付を受けたとき、また、障がい程度に該当しなくなったときは、手帳をお返しください。

★　医療の援助　★

１　自立支援医療

①給付内容

【育成医療】

身体に障がいのある児童、または現存する疾患を放置すると将来一定の障がいを残すと認められる児童に対して、指定医療機関において必要な治療（音声・言語・そしゃく機能障害、肢体不自由、心臓手術、人工透析、肝移植等）を受けた医療費の一部を助成します。

事前申請が原則となっておりますので、治療開始予定日前に申請をしていただく必要があります。また、給付の決定には判定が必要となりますので、詳細につきましてはご相談ください。

対 象 者　１８歳未満で、保護者が甲府市に住所を有する方

【更生医療】

障害を除去、あるいは軽減するための手術等の治療（関節形成術・心臓手術・人工透析・肝移植等）によって、確実に効果が期待できるものに対して、自立支援医療費の給付を行います。

お手続きは、手術等の事前に申請をしていただく必要があります。また、給付の決定には山梨県の判定が必要となりますので、詳細につきましてはご相談ください。

対 象 者　１８歳以上の身体障害者手帳の交付を受けた方

【精神通院医療】

通院治療を受けている場合の医療費（薬剤費含む）の自己負担分を軽減します。
有効期限は、１年以内となっていますので、期間を延長される場合は再認定の手続きを行ってください。なお、再認定の手続きは期間が切れる３か月前からできますのでお早めに手続きください。

対 象 者　精神疾患で通院による医療を継続的に必要とする方。
（手帳の有無は問いません。）

②医療機関

申請時に受診等を希望する医療機関・薬局・訪問看護事業所を指定（申請書に記入）します。指定した医療機関等のみ制度の対象となります。（原則、医療機関、薬局等の登録は各１機関です。）

③利用者負担

原則１割負担。ただし世帯の所得や疾病の状況により、月額の上限額を設定するなど、自己負担の軽減措置があります。また、一定所得以上の方は、自立支援医療の対象外となる場合もあります。

④申請時の持ち物（申請書・意見書・診断書の用紙は障がい福祉課にあります。）

●申請書●医師意見書(更生医療及び育成医療)●医師の診断書（精神通院のみ２年に１度提出）●印鑑●障害年金・手当等の受給金額のわかるもの●受診者及び被保険者の健康保険証

●マイナンバーのわかるもの●官公署から発行された顔写真付きの身分証明書等（運転免許証など）●申請者と同じ医療保険に加入している方全員のマイナンバーのわかるもの

【利用者負担の軽減措置について】

<table>
<tr><th>区分</th><th colspan="2">対象となる世帯（同じ医療保険に加入している家族を世帯とします。）</th><th>上限額月額</th></tr>
<tr><td rowspan="3">一定所得以下</td><td colspan="2">生活保護世帯</td><td>0円（負担なし）</td></tr>
<tr><td colspan="2">市町村民税非課税世帯、本人（18 歳未満は保護者）年収 80 万円以下</td><td>２，５００円</td></tr>
<tr><td colspan="2">市町村民税非課税世帯、本人（18 歳未満は保護者）年収 80 万円超え</td><td>５，０００円</td></tr>
<tr><td rowspan="3">中間所得層</td><td>市町村民税(所得割)３万３千円未満</td><td rowspan="2">※重度かつ継続に該当する方</td><td>５，０００円</td></tr>
<tr><td>市町村民税(所得割)３万３千円以上 23 万５千円未満</td><td>１０，０００円</td></tr>
<tr><td colspan="2">市町村民税(所得割)23 万５千円未満</td><td>上限なし（精神通院のみ）</td></tr>
<tr><td rowspan="2">一定所得以上</td><td colspan="2" rowspan="2">市町村民税(所得割）23 万５千円以上</td><td>※重度かつ継続に該当する方</td><td>２０，０００円</td></tr>
<tr><td></td><td>対象外</td></tr>
</table>

※重度かつ継続に該当する方

〇腎臓機能障がい・免疫機能障がい・小腸機能障がい・肝臓機能障がいなどの方（腎臓・心臓・肝臓移植術後の抗免疫療法を含みます）

〇統合失調症・そううつ病・うつ病・てんかん・認知症等の脳機能障がい・薬物関連障がい（依存症等）などの方

〇毎月高額な自己負担（高額療養費等対象）のある方

２　重度心身障害者医療費助成制度

病院等で診療を受けた場合、各種保険制度による医療費の一部負担金の額、薬剤一部負担金、訪問看護基本利用料、入院中にかかる食事代の標準負担額（一部の方に限る）を助成します。ただし、高額療養費制度に該当する医療費を除きます。

令和５年１月から、高校３年生相当の方までの重度心身障害児医療費助成方法が「自動還付方式」から「窓口無料方式」となりました。

対象者　所得制限があります。

１．身体障害者手帳の障がい程度が１級から３級の方
２．療育手帳の障がい程度がＡの方
３．特別児童扶養手当の受給対象児童の方
４．障害基礎年金１、２級を受給している方、または１、２級相当の障がいをお持ちの方
５．精神障害者保健福祉手帳の障がい程度が１級、２級の方

※ 高額療養費制度

１ヶ月にかかった医療費の自己負担額が、定められた限度額を超えたときに、その超えた分が高額療養費として支給されます。詳しくは、各保険者までお問い合わせください。

３　心身障がい児（者）歯科診療事業

山梨県歯科医師会の協力を得て、心身に障がいを持つ児（者）が気軽に歯の治療と予防が受けられるよう、毎週火曜日と木曜日の午後、心身障がい児（者）歯科診療を行なっています。予約制（保険診療）です。また、食べ方の相談指導を原則として、毎週木曜日の午前のみ行っています。完全予約制（保険診療）です。

対象者　心身に障がいを持つ児（者）

実施主体　山梨県歯科医師会山梨口腔保健センター
（ＴＥＬ）055-252-9955（歯科診療）、055-252-6481（相談指導）

４　高額医療費貸付制度

高額療養費は、申請してから実際に支給されるまでに３か月程度かかるため、当面の医療費の支払いに充てる資金として、無利子で貸し付けをする制度が設けられています。詳しくは、加入されている各保険者へお問い合わせください。

★　生活を便利にする用具　★

１　補装具購入・修理費の助成

身体障がい者（児）の失われた部位や障がいのある部分を補って、日常生活や職業生活を容易にするために、次の補装具の購入費と修理費の助成を行います。ただし、品目によっては、労災・介護保険、その他の制度が優先されます。 利用者負担は原則１割ですが、一定の負担上限があり、低所得者の利用負担額は無料となります（所得制限あり）。購入・修理する前の申請になります。
※対象者：身体障害者手帳の交付を受けている身体障がい者及び難病患者等

【補装具の種類】

視覚障がい者（児）・・・・盲人用安全杖、義眼、眼鏡

聴覚障がい者（児）・・・・補聴器、人工内耳（修理のみ）

肢体不自由者（児）・・・・義手、義足、装具、座位保持装置、車いす（※ﾚﾃﾞｨﾒｲﾄﾞ）、電動車いす（※）、歩行器（※）、歩行補助つえ（※）、重度障害者用意思伝達装置、頭部保持具（児のみ）、座位保持いす（児のみ）、起立保持具（児のみ）

膀胱又は直腸機能障がい者（児）・・排便補助具（児のみ）

（※）がついている補装具は介護保険が優先となります。

２　軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成

サービス内容	身体障害者手帳の対象とならない軽度・中等度の難聴児に対して、補聴器の装用により言語の習得、コミュニケーションの向上を支援するため、補聴器の購入・修理費用の一部を助成します。
対象者	次の用件をすべて満たす１８歳に達する日以後の最初の３月 31 日までの方が助成の対象となります。 （１）甲府市内に住所があること。 （２）両耳の聴力が３０デシベル以上で身体障害者手帳の対象にならないこと。（医師が装用を認めた場合、３０デシベル未満の方についても対象とする） （３）補聴器の装用により、言語の習得等一定の効果が期待できると医師からの判断を受けていること。 （４）対象児童の属する世帯の中に、市民税所得割が４６万円以上のものがいないこと。
対象となる助成額	補聴器購入費と基準価格の 106/100 に相当する額で比較して、少ない方に 2/3 を乗じた額（1,000 円未満切捨て）。
申請手続き	障がい福祉課で受け付けます。補聴器を購入する前に申請が必要です。

３　日常生活用具給付事業

在宅の重度障がい者等に対し、補装具以外の機器で自立した日常生活を支援するための用具の給付や貸与を行います。**世帯の所得に応じて自己負担があり、用具ごとに給付限度額があります。購入前の申請になります。**

種目		対象者	耐用年数
介護・訓練支援用具	特殊寝台(※)	①下肢又は体幹機能障がい２級以上の者 ②難病患者等であって、寝たきりの状態にある者	8
	特殊マット(※)	①下肢又は体幹機能障がい１級の者(常時介護を要する者に限る。) ②難病患者等であって、寝たきりの状態にある者	5
	特殊尿器(※)	①下肢又は体幹機能障がい１級の者(常時介護を要する者に限る。学齢児以上) ②難病患者等であって、自力で排尿できない者	5
	入浴担架	下肢又は体幹機能障がい２級以上(入浴に当たって、家族等他人の介助を要する者に限る。)	5
	体位変換器(※)	①下肢又は体幹機能障がい２級以上の者(下着交換等に当たって、家族等他人の介助を要する者に限る。) ②難病患者等であって、寝たきりの状態にある者	5
	移動用リフト(※)	①下肢又は体幹機能障がい２級以上の者 ②難病患者等であって、下肢又は体幹機能に障がいのある者	4
	訓練いす（児のみ）	下肢又は体幹機能障がい２級以上の児童で原則として３歳以上	5
	訓練用ベッド	①下肢又は体幹機能障がい２級以上の児童で原則として学齢児以上 ②難病患者等であって、下肢又は体幹機能に障がいのある者	8
自立生活支援用具	入浴補助用具(※)	①下肢又は体幹機能障がい者であって、入浴に介助を必要とする者 ②難病患者等であって、入浴に介助を要する者	8
	便器(※)	①下肢又は体幹機能障がい２級以上の者 ②難病患者等であって、常時介護を要する者	8
	T 字状・棒状杖(※) （施設可）	平衡機能又は下肢若しくは体幹機能障がい者	3
	移動・移乗支援用具(※)	①平衡機能又は下肢若しくは体幹機能に障がいを有し、家庭内の移動等において介助を必要とする者 ②難病患者等であって、下肢が不自由な者	8
	頭部保護帽 （施設可）	平衡機能又は下肢もしくは体幹機能障がい、てんかんの発作等により頻繁に転倒する知的障がい者・精神障がい者	3
	特殊便器(※)	①上肢障がい２級以上 ②難病患者等であって、上肢機能に障がいのある者	8
	火災警報器	障がい等級２級以上(火災発生の感知及び避難が著しく困難な障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯)	8
	自動消火器	①障がい等級２級以上(火災発生の感知及び避難が著しく困難な障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯) ②難病患者等(火災発生の感知及び避難が著しく困難な障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯)	8
	電磁調理器	視覚障がい２級以上(盲人のみの世帯及びこれに準ずる世帯)	6
	歩行時間延長信号機用 小型送信機	視覚障がい２級以上 学齢児以上	10
	聴覚障害者用屋内信号装置	聴覚障がい２級以上(聴覚障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯で日常生活上必要と認められる世帯)	10
	視覚障害者用電子式 歩行補助具	視覚障がい２級以上 学齢児以上 （白状・盲導犬等と併用することにより、移動の困難が軽減されると認められる者（児））	5
在宅療養等支援用具	透析液加温器	じん臓機能障がい３級以上で自己連続携行式腹膜灌流法(CAPD)による透析療法を行う者	5
	ネブライザー	①呼吸器機能障がい３級以上の者，又は同程度の身体障がい者であって医師の意見書により必要と認められる者 ②難病患者等であって、呼吸器機能に障がいのある者	5
	電気式たん吸引器	①呼吸器機能障がい３級以上の者，又は同程度の身体障がい者であって医師の意見書により必要と認められる者 ②難病患者等であって、呼吸器機能に障がいのある者	5
	酸素ボンベ運搬車 （施設可）	医療保険における在宅酸素療法を行う者	10
	盲人用体温計(音声式)	視覚障がい２級以上(盲人のみの世帯及びこれに準ずる世帯)	5
	盲人用体重計	視覚障がい２級以上(盲人のみの世帯及びこれに準ずる世帯)	5
	動脈血中酸素飽和度測定器 （パルスオキシメーター）	難病患者等であって、人工呼吸器の装着が必要な者	5

情報・意思疎通支援用具	携帯用会話補助装置	音声・言語機能障がい者若しくは肢体不自由者であって発声・発語に著しい障がいを有する者、又は言語療法士等の意見書により必要と認められる知的障がい者	5
	情報・通信支援用具	視覚障がい２級以上、上肢機能障がい２級以上 原則として学齢児以上	6
	点字ディスプレイ	視覚障がい及び聴覚障がいの重度重複障がい者(原則として視覚障がい２級以上かつ聴覚障がい２級)の身体障がい者、又は視覚障がい２級以上であって、必要と認められる者	6
	点字器 （施設可）	視覚障がい者	5・7
	点字タイプライター	視覚障がい２級以上(本人が就労若しくは就学しているか又は就労が見込まれる者に限る)	5
	視覚障害者用ポータブルレコーダー	視覚障がい２級以上 学齢児以上	6
	視覚障害者用活字文書読上げ装置	視覚障がい２級以上	6
	視覚障害者用拡大読書器	視覚障がい者であって、本装置により文字等を読むことが可能になる者	8
	視覚障害者用物品識別装置	視覚障がい２級以上	6
	盲人用時計	視覚障がい２級以上	10
	視覚障害者用地上デジタル対応ラジオ	視覚障がい２級以上 学齢児以上	5
	聴覚障害者用通信装置	聴覚障がい者又は音声・発語に著しい障がいを有する者であって、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要と認められる者	5
	聴覚障害者用情報受信装置	聴覚障がい者であって、本装置によりテレビの視聴が可能になる者	6
	人工喉頭 （施設可） 笛式 電動式	咽頭摘出者	笛式 →4 電動式 →5
	福祉電話 （貸与）	現に携帯電話を保有していない難聴者又は外出困難な身体障がい者（原則として２級以上）であってコミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要性があると認められる者（障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯並びに所得税非課税世帯で、現に電話（携帯電話を含む）を保有していない世帯）	―
	点字図書	主に、情報の入手を点字によっている視覚障がい者	―
排泄管理支援用具	ストマ装具 （施設、入院可）	ストマ造設者	―
	紙おむつ等（紙おむつ，浣腸用具，サラシ・ガーゼ等衛生用品） （施設、入院可）	先天性疾患に起因する高度の排便機能障がい者、児童期に発症した脳原性運動機能障がいかつ意思表示困難者、先天性疾患に起因する高度の排尿機能障がい者 ただし、原則として３歳以上である者	―
	収尿器 （施設可）	高度の排尿機能障がい	1
住宅改修費	居宅生活動作補助用具(※)	①下肢、体幹機能障がい又は乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がい（移動機能障がいに限る）を有する者であって障がい等級３級以上の者（ただし、特殊便器への取替えをする場合は上肢障がい２級以上の者） ②難病患者等であって、下肢又は体幹機能に障がいのある者	―

（※）がついている用具は、介護保険制度対象者の場合、介護保険制度が優先となります。

★　手当・年金等　★

１　特別児童扶養手当

２０歳未満の障がい児を養育している保護者へ、生活安定と福祉増進を目的に手当を支給します。

対象者　①　日常生活において、常時介護を必要とする程度の知的障害又は同程度の精神障害があること。（療育手帳Ｂ程度）

② 身体に重・中度の障がい又は長期にわたる安静を必要とすること。（概ね身体障害者手帳１級～３級、下肢障がい等の場合は、４級の一部）
※ ただし、次の場合、手当が受けられません。
(ｱ) 本人等の前年の所得が一定限度額以上の場合（支給停止となります。）
(ｲ) 障がい児が施設に入所している期間

支給内容 次の額を４か月分まとめて４・８・１１月に指定の口座に振り込みます。
●重度障がい児１人につき 月額 ５３，７００円
●中度障がい児１人につき 月額 ３５，７６０円

２ 障害児福祉手当

精神又は身体に重度の障がい（重複障がい）があるため、日常生活において、常時介護を必要とする２０歳未満の方に対し、生活安定と福祉増進を目的に手当を支給します。ただし、施設入所中の方は除きます。

対象者 重度の障がいとは、概ね次のような場合ですが、手当の支給は診断書により認定します。
①身体障がいの方（手帳１級及び２級の一部の方）
②知的障がいの方（療育手帳Ａランクの一部の方）
③精神障がい、内部障がいで①②と同程度以上の障がいのある方
なお、障がい児本人及び扶養義務者の所得によって制限があります。

支給額 月額 １５，２２０円

支給月 2月、5月、8月、１１月

３ 特別障害者手当

精神又は、身体に著しく重度の障がい（重複障がい）があるため、日常生活において常時特別の介護を必要とする２０歳以上の方に対し、生活安定と福祉増進を目的に手当を支給します。ただし、施設入所中の方、又は、病院等に継続して３か月以上入院している方は除きます。

対象者 著しく重度の障がいとは、概ね次の場合ですが、手当の支給は、診断書により認定します。
① 身体障がいの方（手帳１級の一部の方）
② 知的障がいの方（療育手帳Ａランクの一部の方）
③ 精神障がい、内部障がいで①②と同程度以上の障がいのある方
なお、障がい者本人及び扶養義務者の所得によって対象にならない場合があります。

支給額 月額 ２７，９８０円

支給月 2月、5月、8月、１１月

４ 甲府市心身障害児童福祉手当

２０歳未満の心身障がい児童を養育している保護者へ生活安定と福祉増進を目的に手当を支給します。

対象者 ① 身体障害者手帳が１級から６級までの児童
② 療育手帳がＡ・Ｂの児童

支給内容 手当は、４か月分をまとめて３・７・１１月に支給します。
■ 身体障害者手帳１・２級、療育手帳Ａの児童 （月額）１０，０００円

■ 身体障害者手帳３・４級、療育手帳Ｂ－１の児童　（月額）　５，０００円
■ 身体障害者手帳５・６級、療育手帳Ｂ－２の児童　（月額）　２，０００円
◎ 施設入所している場合は、上記の額の７／１０の支給になります。
◎ 特別児童扶養手当を受給している場合は、月額７，０００円。

５　障害基礎年金

障害基礎年金は、国民年金に加入している間に病気やけがで障がい者になったとき（過去に被保険者であった人で６０歳以上６５歳未満の人が、日本国内に住んでいる間に障がい者になったときを含む）国民年金の障害等級が１級または２級の状態にあり、一定の保険料納付要件を満たしている場合に支給されます。２０歳前（国民年金に加入する前）の病気やけがで、障がい者になった場合も障害基礎年金が支給されます。ただし、障がいの原因となった疾病等の発生が満２０歳未満の方の場合は、本人の所得により制限があります。
詳しくは、市民課国民年金係へお問い合わせください。

窓　口　　市役所市民課国民年金係　（ＴＥＬ）055-237-5385
なお、厚生年金に加入されている方は、基礎年金に加算されます。詳しいことは、甲府年金事務所（ＴＥＬ）055-252-1431 にご相談ください。

６　特別障害給付金

国民年金（任意加入期間）に加入していなかった為に、障害基礎年金等を受けられなかった方の為に、平成１７年４月から福祉的措置として「特別障害給付金制度」が創設されました。対象となるのは次の方々です。
①平成３年３月以前に国民年金の任意加入対象であった学生
②昭和６１年３月以前に国民年金の任意加入対象であった厚生年金・共済組合の加入者だった方の配偶者

お問い合わせ先
窓　口　　市役所市民課国民年金係　（ＴＥＬ）055-237-5385
甲府年金事務所　（ＴＥＬ）055-252-1431

７　心身障害者扶養共済制度

心身障がい者の保護者が死亡又は重度の障がいの状態になった時に、残された障がい者に年金を支給し、障がい者の将来に対し、保護者の抱く不安の軽減を図ることを目的としています。
この制度は共済制度で、障がいがある方１人につき２口まで加入でき、加入者には一定の掛金（年齢により、１口月額９，３００円～２３，３００円）を納付していただき、加入者に万一（死亡、重度障害）のことがあったときは、残された障がい者に毎月２万円（２口加入の場合は４万円）が支給されます。また、障がい者が死亡した場合は、弔慰金が支給されます。

加入できる保護者の要件
障がいをお持ちの方を扶養している６５歳未満の保護者で、県内に居住し、特別な疾病又は障がいの無い健康状態であること。詳しくはお問い合わせください。

★　税金・公共料金等の減免　★

１　所得税、市・県民税、相続税の控除

納税義務者自身が障がい者である場合、又は、納税義務者の控除対象配偶者及び扶養親族が障がい者である場合に障害者控除として一定の金額を所得金額から差し引くことができます。相続税については、障がい者が相続により財産を取得した場合に税額から控除されます。

(1) 障害者控除対象者
① 精神上の障がいにより事理を弁識する能力を欠く常況にある方

② 知的障害者と判定された方（療育手帳Ｂの所持者）
③ 精神障害者保健福祉手帳等の交付を受けている方（２級～３級）
④ 身体障害者手帳の交付を受けている方（３級～６級）
⑤ 戦傷病者手帳の交付を受けている方（特別障害者控除対象者以外の方）
⑥ 原子爆弾被爆者のうち厚生労働大臣の認定を受けた方
⑦ 常に就床し、複雑な介護を要する方
⑧ 年齢が６５歳以上の方で、その障がいの程度が上記の①～④に準ずるものとして市長の認定を受けた方
※ ⑧の対象の方は障害者控除対象者認定書が必要となります。詳しくは、障がい福祉課へお問い合わせください。

⑵　特別障害者控除対象者
① 重度の知的障がいと判定された方（療育手帳Ａの所持者）
② 精神障害者保健福祉手帳等の交付を受けている方（１級）
③ 身体障害者手帳１級、２級の交付を受けている方
④ 戦傷病者手帳に特別項症から第３項症まである者として記載されている方
⑤ 原子爆弾被爆者のうち厚生労働大臣の認定を受けた方
⑥ 常に就床し、複雑な介護を受けている方
⑦ 年齢が６５歳以上の方で、その障がいの程度が上記の①～③に準ずるものとして市長の認定を受けた方
※ ⑦の対象の方は障害者控除対象者認定書が必要となります。詳しくは、障がい福祉課へお問い合わせください。

⑶　控除額　（令和５年１月現在）

	障害者控除	特別障害者控除
所得税	２７万円	４０万円（同居の場合は、３５万円加算される。）
市・県民税	２６万円	３０万円（同居の場合は、２３万円加算される。）
相続税	相続または遺贈により財産を取得した方で、被相続人の法定相続人であり、かつ８５歳未満の方は、一定額が控除されます。 詳しくは、甲府税務署へお問い合わせください。	

窓　口　所得税・相続税について　甲府税務署　（ＴＥＬ）055-254-6105
市県民税について　市役所市民税課（ＴＥＬ）055-237-5398

２　個人事業税

両眼の視力が０．０６以下の視覚障がい者が、あんま、マッサージ、はりきゅう、その他医業に類する事業を個人で営む場合に事業税が非課税になります。

窓　口　山梨県総合県税事務所　（ＴＥＬ）055-261-9115

３（軽）自動車税（種別割）・（軽）自動車税（環境性能割）の減免

身体障がい者・知的障がい者及び精神障がい者は一定の要件を満たす場合、申請により（軽）自動車税（種別割）及び（軽）自動車税（環境性能割）が減免されます。
減免の対象となる（軽）自動車は、１人の障がい者につき１台のみであり、自動車検査証に事業用と記載されているものを除きます。
減免を受けている（軽）自動車を買い替える等の変更が見込まれる場合には、再度申請が必要となります。
なお、福祉タクシー利用券の交付を受けている方は除きます。

(1) 申請の区分

本人運転	身体障がい者本人が運転する場合
家族運転 （※）	身体障がい者・知的障がい者・精神障がい者と生計を一にする方が運転する場合 ※減免申請する（軽）自動車を、もっぱら障がい者の通学、通院、通所又は生業（通勤を含む）のために１年を通して週３日以上使用していることなどが必要です。
常時介護者運転 （※）	身体障がい者・知的障がい者・精神障がい者を常時介護する方が運転する場合 「障がい者のみの世帯（単身の世帯を含む）」又は「７０歳以上の方（若しくは未成年者）と障がい者のみで構成される世帯」に限ります。なお、ここでいう「障がい者」とは次の「（２）減免の対象となる等級等」に挙げる等級の障害者手帳を所持する方のことをいいます。 ※減免申請する（軽）自動車を、もっぱら障がい者の通学、通院、通所又は生業（通勤を含む）のために１年を通して週３日以上使用していることなどが必要です。

※家族運転・常時介護者運転での減免申請をする場合は、あらかじめ「減免資格証明書」の交付を受ける必要があります。
交付先は次のとおりです。事前にお問い合わせください。
身体障害者手帳・療育手帳所持者は、市役所障がい福祉課
精神障害者保健福祉手帳１級の所持者は、甲府市健康支援センター　精神保健課（ＴＥＬ：０５５-２３７-５７４１）になります。

(2) 減免の対象となる等級等

障害区分	本人運転の場合	家族運転又は常時介護者運転の場合
視　　覚	１～４級	
聴　　覚	２・３級	
平衡機能	３級	
音声機能	３級（喉頭摘出による音声機能障害に限る。）	
上　　肢	１級・２級	
下　　肢	１級～６級	１～３級
体　　幹	１級～３級・５級	１～３級
心臓・腎臓・呼吸器・膀胱又は直腸・小腸	１級・３級	
肝臓・免疫の機能	１級～３級	
知　　的		療育手帳Ａ判定
精　　神		精神障害者保健福祉手帳１級
乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能障害	上肢機能：１級・２級	
	移動機能：１級～６級	１級～３級

※身体障害者手帳の障害区分下肢においては、７級に該当する障がいが２つ以上重複した場合、６級とし、本人運転に限り減免の対象となります。
※精神障害者保健福祉手帳においては、１級の障がいを有していて、且つ自立支援医療受給者証（精神通院）の交付を受けている方が対象となります。

(3) （軽）自動車の登録要件（車検証の記載）

手帳の種類	本人運転の場合	家族運転又は常時介護者運転の場合
身体障害者手帳	所有者：障がい者本人 使用者：障がい者本人	所有者：障がい者本人又は同居の生計同一者 使用者：障がい者本人又は同居の生計同一者 ・常時介護者
	【割賦販売の場合】 所有者：自動車販売業者 信販会社 使用者：障がい者本人	【割賦販売の場合】 所有者：自動車販売会社 信販会社 使用者：障がい者本人又は同居の生計同一者
療育手帳 精神障害者保健福祉手帳		所有者：障がい者本人又は同居の生計同一者 使用者：障がい者本人又は同居の生計同一者 ・常時介護者
		【割賦販売の場合】 所有者：自動車販売会社、信販会社 使用者：障がい者本人又は同居の生計同一者
◎車検証に「事業用」と記載されている（軽）自動車及びリース車両は減免対象になりません。		

(4) 減免できる額（上限）

軽自動車税（種別割）	全　額	
自動車税（種別割）	年税額　４５,０００円 又は、43,500 円（令和元年 10 月１日以降に新車新規登録された自動車）	グリーン化税制により重課の適用となる場合は、上限額が５１,７００円（乗用車の場合）となります。 年度途中において減免が決定した場合は、申請日の属する月の翌月以降の月数に応じて、年税額の月割相当額を減免します。
(軽)自動車税(環境性能割)	課税標準額　３００万円	(軽)自動車税(環境性能割)の減免を一度受けると、原則１年間は受けられません。 詳細は山梨県自動車税センターへお問い合わせください。

※総排気量２．５㍑を超える車両は上限額を超えた分の自動車税を支払います。
※施設入所・入院など、減免の対象とならない場合があります。
　詳しくは、障がい福祉課へお問い合わせください。

窓　口　　自動車税(種別割)・(軽)自動車税(環境性能割)の窓口
山梨県自動車税センター　（ＴＥＬ）055-262-4662
甲府市健康支援センター(精神障害者手帳の方)　（ＴＥＬ）055-237-5741
軽自動車税(種別割)の窓口：市役所市民税課　（ＴＥＬ）055-237-5399

４　保育料の軽減

甲府市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額に関する条例施行規則により、保育料は直近下位の保育料となります。

世帯の市町村民税が７７，１０１円未満の場合、第１子は半額若しくはＣ階層の額のいずれか低い額、第２子以降は無料となります。

対象者　　次に掲げる児（者）を有する世帯
① 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれかの交付を受けている方
② 特別児童扶養手当の支給対象児、障害基礎年金の受給者

窓　口　　市役所子ども保育課　（ＴＥＬ）055-298-4473

５　携帯電話使用料の割引

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれかの交付を受けている方が対象です。割引率は各社によって異なります。
直接、各携帯電話会社へお問い合わせください。

６　ＮＨＫ放送受信料の免除（衛星放送を含む）

全額免除	半額免除
障害者手帳（身体・療育・精神）を持っている方の世帯で、かつ世帯構成員全員が市民税非課税である場合	①世帯主が視覚障がい又は聴覚障がいの身体障害者手帳を持っている契約者の場合
	②世帯主が身体障害者手帳の１・２級、療育手帳のA-１、A-２、精神障害者保健福祉手帳の１級を持っている契約者の場合

申請方法　障がい福祉課にて証明書の交付を受け、NHK 甲府放送局に提出してください。
※免除事由が消滅した時は、その旨をNHK 甲府放送局に届け出てください。

提出書類　障害者手帳、印鑑

問い合わせ　NHK 甲府放送局営業部　（TEL）055-255-2100
NHK 視聴者コールセンター（TEL）0120-151515

７　青い鳥郵便葉書無償配布

重度の身体障がい者、重度の知的障がい者の方を対象に通常郵便葉書(無地、インクジェット紙、くぼみ入り)または、通常郵便葉書胡蝶蘭のいずれかを２０枚配布します。

対象者　①身体障害手帳１、２級の者
②療育手帳「A」判定の者

申込方法　障害者手帳を持参し「青い鳥郵便葉書無償配布申込書」に記入してお近くの郵便局に申し込む。

受付期間　毎年４月～５月

問い合わせ　日本郵便株式会社　サービス相談センター（TEL）0120-2328-86
（携帯から）0570-046-666

★　住まいの援助・相談　★

１　山梨県在宅重度心身障害者居室整備費補助金制度

重度心身障がい者の日常生活における利便を図るため障がい者の専用居室及び浴室、便所等を整備する場合に経費の一部を補助します。ただし新築は対象となりません。（所得状況により、補助金交付額が異なります。）

対象者　①肢体不自由による身体障害者手帳１・２級又は療育手帳Ａの所持者で常時介護を要する方。
②１８歳以上（１５歳以上１８歳未満協議）
③所得税２８７，５００円以下の方

実施主体　中北保健福祉事務所福祉課（整備前の申請になります）
（ＴＥＬ）0551-23-3074

２　重度心身障害者居室等整備資金貸付制度

重度心身障がい者の生活環境を改善するために、これらの方の使用する居室等を増築、改築、又は改造する場合に必要な資金を貸し付けます。（新築は対象となりません）

対　象　者　　県内に在住する重度心身障がい者、又はその者と同居する者
（自力で増築、改築、又は改造することが困難な方が対象となります。）

問い合わせ　　甲府市社会福祉協議会　福祉サービス課　（ＴＥＬ）055-225-2119

３　公営住宅家賃について

収入申告時に障害者手帳の申告を行うことで、一定額が所得から控除されます。なお、年度の途中で障害者手帳を取得及び級・障害の程度の変更があった場合は、手帳の交付後に下記窓口に申告をしていただくことで、すでに提出していただいた収入申告から一定額を控除できる場合があります。

対象者　　公営住宅家賃の算定にあたり、入居者、同居者、控除対象配偶者（所得税法第２条第１項第３３号に規定する者）、扶養親族（所得税法第２条第１項第３４号に規定する者）の中に障害者手帳（身体障害者手帳・療育手帳・ 精神障害者保健福祉手帳）をお持ちの方がいる方

窓　口　　市役所住宅課　（ＴＥＬ）055-237-5812
※県営住宅家賃のお問い合わせは下記になります。
山梨県営住宅管理センター　　（ＴＥＬ）055-237-2278
※貢川団地　山梨県住宅供給公社　（ＴＥＬ）055-237-1656

４　空き家に関する相談について

空き家に関する総合的な相談窓口を空き家対策課に設置しています。空き家を所有している方だけでなく、これから空き家を所有する可能性のある方も対象です。専門家の協力が必要な場合には協定を結んでいる９団体などをご案内いたします。空き家に関するご相談は是非お早めに。

また管理や活用、除却についてまとめた空き家相談小冊子も配布しております。是非ご確認ください。

相談窓口　　まちづくり部 まちづくり総室 空き家対策課（ＴＥＬ）055-237-5350

★　外出（交通手段）の援助　★

１　運賃の割引

①　ＪＲ（鉄道）運賃の割引

対象者		取扱区間	乗車区分	割引率	備考
第１種身体障害者 療育手帳（Ａ）	本人と 介護者	全　線	普通乗車券 回　数　券 急　行　券（注）	窓口にてお問い合わせください	・定期乗車券は、第１種身体障害者とその介護者又は12歳未満の第２種身体障害者が介護者とともに利用する場合に割引かれます。 （５０%）
	本人のみ	１００Km 以上	普通乗車券	50%	
第２種身体障害者 療育手帳（Ｂ）	本人のみ	１００Km 以上	普通乗車券	50%	

※グリーン券、特急券、寝台券、指定席券は除きます。
　乗車券等を購入する際、身体障害者手帳、療育手帳の提示のみで受けられます。（介護者は障がい者１名につき１名。）
　私鉄（鉄道）についても同様の取り扱いをしているところがありますので、各社へお問い合わせください。定期券は本人と介護者の２名分の購入をしていただかなければなりません。本人と介護者の両方の定期券が割引されます。定期券での乗車の際は必ず介護者の分の定期券をお持ち方の同伴が必要です。
（注）JR の急行券については、臨時で運行する場合がありますので、JR へお問い合わせください。私鉄については、私鉄各社へお問い合わせ下さい。

※2023 年３月 18 日より障がい者割引が適用される方向けの新たな IC カードサービスが始まります。詳しくは下記 URL または二次元コードから資料をご覧ください。
なお JR 身延線は IC カードをご利用できませんのでご注意ください。
https://www.jreast.co.jp/press/2022/20220914_ho02.pdf

②　バス運賃の割引

　普通乗車券が５割引、定期乗車券が３割引になります。（第１種身体障害者、療育手帳 A 判定、精神障害者保健福祉手帳１級は、付添の方も割引になります。身体障害者手帳、療育手帳をお持ちの方は、高速バスも割引になります。）

対象者　　身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳を持っている方。
手帳を直接、運転手に呈示してください。定期券を購入する際は、購入窓口で手帳を呈示してください。

③　タクシー運賃の割引

　割引率は１割です。（高速料金、駐車料金は割引の対象にはなりません。）詳しくは、山梨県タクシー協会（055-262-1212）にお問い合わせ下さい。

対象者　　甲府市内に住所があり、身体障害者手帳又は療育手帳を持っている方。
単独又は、介添人と乗車区間を同一にし、かつ、身体障害者手帳又は療育手帳を呈示した場合に割引を受けることができます。
※この割引は、各タクシー業者の協力により行われています。

④　国内航空運賃の割引

対象者（12 歳以上）		取扱区間	割引率
身体障害者手帳 療育手帳 精神障害者保健福祉手帳	本人と介護者１名	定期航空路線の国内線	航空運送事業者や路線により異なります。

※所持されている手帳の種類等に応じてご利用可能な航空会社が異なります。詳しくは、各航空会社へお問い合わせください。

２　有料道路障害者割引制度

　日常生活において、有料道路を利用する障がい者に対して、自立と社会経済活動への参加を支援するため、有料道路料金が割引される制度です。

対象者　　身体障害者手帳又は療育手帳をお持ちの方（一部の方を除く）
提出書類　　身体障害者手帳又は療育手帳、免許証。
ＥＴＣを利用する場合は、車検証（ローンまたは長期リースの場合は、別途必要な持ち物がある場合があります）、ＥＴＣカード（原則本人名義）、ＥＴＣ車載器の管理番号が分かる書類（ＥＴＣ車載器セットアップ証明書・申込書など）。

なお、ご利用には一定の要件を満たす必要があります。詳しくは「有料道路における障害者割引制度のご案内」をご確認いただくか、ご利用になられる有料道路を管理する会社・公社等にお問い合わせください。

３　重度心身障害者タクシー利用料金助成事業

対象者に一枚 740 円の利用券を１ヶ月２枚（最大２４枚）交付します。また、年度中に当初交付枚数を使い切った場合、申請により 10 月以降に最大 12 枚を追加交付します。
タクシー利用の際には、手帳の呈示と利用券を運転手へ渡してください。

対象者　重度心身障がい者で身体障害者手帳が１級又は２級、療育手帳がＡ、精神障害者保健福祉手帳が１級の方
※ただし、自動車税・軽自動車税を減免されている方、リース自動車で自動車燃料費助成を受けている方は除きます。

提出書類　身体障害者手帳又は、療育手帳又は、精神障害者保健福祉手帳。
追加交付申請時には、手帳と併せて使い切ったタクシー券の冊子をご持参ください。

４　運転免許取得費の補助

自動車運転免許を取得しようとする方で、自動車教習所にて要した経費に３分の２を乗じて得た金額と補助基準限度額（１００，０００円）を比較して少ない方の額を補助します。
山梨県総合交通センターで適性検査を受け、「適性検査結果表」の交付を受けた上で、自動車教習所に申し込まれる前に、障がい福祉課の窓口にて申請となります。

対象者　身体障害者手帳の等級が１級か２級の方、ただし、体幹機能障がいは３級以上、下肢機能障がいにあっては４級以上の方。

５　自動車改造費の助成

自動車のハンドル、ブレーキ、アクセルなどを改造するための費用を１００，０００円まで助成します。改造を行う前の申請となります。また、所得制限があります。

対象者　上肢機能障がいまたは体幹機能障がいのいずれかが１級か２級、下肢機能障がいにあっては３級以上で、通勤等のために自分で車を所有し、運転する方。

６　介助用自動車購入等の助成

要介助者が容易に乗降できるように改造、もしくは、改造された自動車（新車のみ）を購入するとき、基準額（６００，０００円）と助成対象経費額とを比較して少ない方の額に３分の２を乗じて得た額を助成します。（限度額４００，０００円）
契約する前の申請となります。また、所得制限があります。予算の範囲内で行っておりますので詳しくは申請前にお問い合わせください。

対象者　① 身体障害者手帳の総合等級が１級または２級で、下肢または体幹機能障害の記載がある手帳をお持ちの方。
② 障害老人の日常生活自立度(寝たきり度)判定基準がランクＢ、Ｃ程度に該当する６５歳以上の方。
※ ①、②とも移動に際し、車いす等を使用している在宅の方。
③ ①、②の介助者であって、当該障がい者又は高齢者と生計を一にしている方。

７　心身障害者自動車燃料費の助成

１か月間の燃料使用限度量を５０リットルとし、減免を受けた月数又は減免の条件に、該当すると認められた月数のいずれかを乗じて得た量に、４０円を乗じて得た額を助成します。（軽油を使用する自動車については、助成対象量（リットル）に１８円を乗じて得た額を助成します。）

対象者　身体障害者手帳の総合等級が１級又は２級の方、及び療育手帳がＡの方で自動車税・軽自動車税（２輪を除く）の減免を受けている方、又は年度中途において減免の条件に該当し、翌年度から減免を受けることができる方、又は対象となるリース自動車を利用する方。

実施主体　中北保健福祉事務所　（ＴＥＬ）0551-23-3443

８　駐車禁止除外標章の交付

障害者手帳などをお持ちの方が運転（又は同乗）する車両について、緊急時ややむを得ない理由で駐車禁止の区域に駐車した場合に、一定の条件を満たせば駐車禁止から除外されます。

提 出 書 類　申請書、住民票（個人番号（マイナンバー）が記載されていないもので、３ヶ月以内に交付されたものに限る。）
障害者手帳の写し（全てのページ）２部、印鑑

問い合わせ　甲府警察署道路使用係　（TEL）055-232-0110（内線４１５）
南甲府警察署道路使用担当（TEL）055-243-0110（内線４１５）

対象者

<table>
<tr><th>手帳の種別</th><th colspan="4">障害区分</th><th>障害の級別</th><th>手続</th><th>注意事項</th></tr>
<tr><td rowspan="12">身体障害者手帳</td><td colspan="4">視覚障害</td><td>1～3級・4級の1</td><td rowspan="12">・所轄の警察署（交通課）</td><td rowspan="12">・標章は、公安委員会による駐車禁止規制のみが行われている道路の部分以外の場所では、使用できません。
・駐停車禁止場所、法定駐車禁止場所等は除外の対象となりません。
・標章を使用する時は、用務先、連絡先を記載した連絡票を、標章とともに掲出してください。</td></tr>
<tr><td colspan="4">聴覚障害</td><td>2級・3級</td></tr>
<tr><td colspan="4">平衡機能障害</td><td>3級</td></tr>
<tr><td rowspan="5">肢体不自由</td><td colspan="3">上肢機能障害</td><td>1級・2級の1・2級の2</td></tr>
<tr><td colspan="3">下肢機能障害</td><td>1級・2級・3級・4級</td></tr>
<tr><td colspan="3">体幹機能障害</td><td>1級～3級</td></tr>
<tr><td rowspan="2">運動機能障害</td><td>上肢機能</td><td>1級・2級（一上肢のみに運動機能障害がある場合を除く）</td></tr>
<tr><td>移動機能</td><td>1級・2級・3級（一下肢のみに運動機能障害がある場合を除く）</td></tr>
<tr><td colspan="4">心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう又は直腸小腸機能障害</td><td>1級・3級</td></tr>
<tr><td colspan="4">免疫機能障害、肝臓機能障害</td><td>1級～3級</td></tr>
<tr><td rowspan="2">戦傷病者手帳</td><td colspan="4">上肢、下肢機能障害　心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう又は直腸、小腸、肝臓機能障害</td><td>特別項症から第3項症までの各項症</td></tr>
<tr><td colspan="4">視覚、聴覚、平衡機能、体幹機能障害</td><td>特別項症から第4項症までの各項症</td></tr>
<tr><td colspan="5">療育手帳</td><td>障害の程度A</td></tr>
<tr><td colspan="5">精神障害者保健福祉手帳</td><td>1級</td></tr>
<tr><td colspan="5">小児慢性特定疾患児手帳</td><td>色素性乾皮症の認定を受けている方</td></tr>
</table>

９　やまなし思いやりパーキング制度

障がいのある方や高齢の方、けが人の方などで、車の乗り降りや移動に配慮が必要な方が、公共施設、店舗等で山梨県と協定を締結した施設に設けられる思いやり駐車区画に車を停め、安全かつ安心して施設を利用できるように支援する制度です。

対象の方には、「思いやり駐車区画」の利用証を交付します。

申請方法　交付要件を確認できる書類（身体障害者手帳等）を持参し、申請窓口までお越しください。（代理申請の場合には、代理の方の身分証明書が必要です。）
郵送・ＦＡＸ・メールにて申請を行う場合は、山梨県障害福祉課に申請書と手帳等の確認書類の写しを送付してください。
※申請書、意見書は山梨県障害福祉課のホームページからダウンロードできます。
（http://www.pref.yamanashi.jp/shogai-fks/index.html）
※有効期限が満了となった利用証は使用できませんので返却して下さい。

対象者

利用証の交付基準

<table>
<tr><th colspan="3">区分</th><th>交付要件</th><th>申請に必要な書類</th><th>有効期間</th><th>利用証</th></tr>
<tr><td rowspan="17">身体障害</td><td colspan="2">視覚障害</td><td>4級以上</td><td rowspan="14">身体障害者手帳</td><td rowspan="18">5年</td><td rowspan="18">緑</td></tr>
<tr><td rowspan="2">聴覚障害又は平衡機能の障害</td><td>聴覚障害</td><td>3級以上</td></tr>
<tr><td>平衡機能障害</td><td>5級以上</td></tr>
<tr><td colspan="2">音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障害</td><td>対象としない</td></tr>
<tr><td rowspan="5">肢体不自由</td><td>上肢</td><td>2級以上</td></tr>
<tr><td>下肢</td><td>6級以上</td></tr>
<tr><td>体幹</td><td>5級以上</td></tr>
<tr><td rowspan="2">乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害</td><td>上肢機能</td><td>2級以上</td></tr>
<tr><td>移動機能</td><td>6級以上</td></tr>
<tr><td rowspan="7">心臓、じん臓若しくは呼吸器又はぼうこう若しくは直腸若しくは小腸若しくはヒト免疫不全ウイルスによる免疫若しくは肝臓の機能の障害</td><td>心臓機能障害</td><td>4級以上</td></tr>
<tr><td>じん臓機能障害</td><td>4級以上</td></tr>
<tr><td>呼吸器機能障害</td><td>4級以上</td></tr>
<tr><td>ぼうこう又は直腸の機能障害</td><td>4級以上</td></tr>
<tr><td>小腸機能障害</td><td>4級以上</td></tr>
<tr><td>ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害</td><td>4級以上</td></tr>
<tr><td>肝臓機能障害</td><td>4級以上</td></tr>
<tr><td colspan="3">知的障害</td><td>A</td><td>療育手帳</td></tr>
<tr><td colspan="3">精神障害</td><td>1級</td><td>精神障害者保健福祉手帳</td></tr>
<tr><td colspan="3">難病患者</td><td>特定医療費（指定難病）受給者、特定疾患医療受給者、小児慢性特定疾病医療費受給者、指定難病にかかっている者</td><td>特定医療費（指定難病）受給者証、特定疾患医療受給者証、小児慢性特定疾病医療費受給者証、知事が指定難病にかかっていることを証明する通知書</td></tr>
<tr><td colspan="3">高齢者</td><td>要介護1以上</td><td>介護保険被保険者証</td></tr>
<tr><td colspan="3">妊産婦</td><td>母子健康手帳交付日から出産後1年6か月までの人。ただし、出産後は1歳6か月以下の乳幼児と同伴の場合に限る。</td><td>母子健康手帳</td><td>交付要件に該当する期間</td><td rowspan="3">橙</td></tr>
<tr><td colspan="3">発達障害</td><td>移動に介助者の特別な注意が必要と認められる人</td><td>医師の意見書</td><td>5年の範囲内で必要と認められる期間</td></tr>
<tr><td colspan="3">けが人</td><td>けがにより歩行が困難で車いす、杖等を使用している人</td><td>医師の意見書</td><td>1年の範囲内で必要と認められる期間</td></tr>
</table>

※申請手数料は無料ですが、確認書類の取得に係る経費は自己負担となります。

申請窓口

障がい福祉課　（TEL）055-237-5240　（FAX）055-237-5299
介護保険課　（TEL）055-237-5478
福祉保健部　総務課　（TEL）055-237-5613
母子保健課　（TEL）055-237-8950
地域保健課　（TEL）055-237-2505
子育て支援課　（TEL）055-237-5917
中道支所　（TEL）055-266-3111
上九一色出張所　（TEL）0555-88-2111
山梨県障害福祉課　（TEL）055-223-1460　（FAX）055-223-1464
（メール）shogai-fks@pref.yamanashi.lg.jp

★　日常生活の支援　★

1　障害福祉サービス・障害児通所サービス

① 介　護　給　付 ： 生活上または療養上の必要な介護
② 訓 練 等 給 付 ： 自立した地域生活に向けての訓練や就労につながる支援
③ 障 害 児 通 所 給 付 ： 日常生活の基本的な動作や集団生活への適応などの訓練・支援

【　障害福祉サービスを利用するには　】

1　相　　談	障がい福祉課や相談支援事業者（基幹相談支援センター等）に相談。
↓	
2サービス等利用計画書の依頼	指定特定相談支援事業所等にサービス等利用計画案の作成を依頼していただきます。 ※別途後掲の「サービス等利用計画・障害児支援利用計画作成のご案内」を参照。
↓	
3　申　　請	障がい福祉課に申請。
↓	
4　調　　査	心身や介護の状態など全国統一の調査項目により調査。
↓	
5　審査・判定	調査の結果や医師の意見書等をもとに審査会で障害支援区分の認定が行われる（介護給付のみ）。※介護給付の障害支援区分認定は区分 1～6 まで。
↓	
6　認定・通知	障害支援区分やサービス等利用計画、生活環境、申請者の要望などをもとにサービスの支給量が決定され、『障害福祉サービス受給者証』等が交付されます。
↓	
7　事業者との利用契約	利用者自身が、サービスを利用する事業者を選び契約します。
↓	
8　サービスの利用開始	

【　障害福祉サービスの内容　】

給付の種類、名称			対　　象	内　　容	
訪問系	介護給付	居　宅　介　護	区分１以上 （児童は区分なし）	身体介護	入浴、排泄または食事等の介護。
				家事援助	調理、掃除、洗濯等の援助。
				通院等介助	通院等における移動等の介助。
				乗降介助	車両等への乗車または降車の介助。
		重度訪問介護	区分４以上で２肢以上に麻痺、その他移動や介護の項目に該当する者、もしくは強度行動障がいを有する者で行動関連項目 10 点以上	重度の障がいがあり常に介護が必要な障がい者（児）に、身体介護や家事支援、外出時の移動の支援を行う。	
		行　動　援　護	知的・精神障がい者（児）、区分３以上（児童は区分なし）で行動関連項目 10 点以上	知的または精神の障がいにより行動が困難で常に介護が必要な障がい者等に、行動や外出時の危険回避や排泄・食事・移動中の介護を行う。	
		重度障害者等包括支援	区分６（児童は区分６相応）、意思疎通困難、四肢麻痺で寝たきり（気管切開・人工呼吸器使用）、又は最重度知的障がい者、又は行動関連項目 10 点以上	常に介護が必要な障がい者（児）の中でも特にその介護の必要性が高い場合に、居宅介護やその他複数の障害福祉サービスを包括的に提供する。	

訪問系	介護給付	同行援護	同行援護アセスメント票の項目に該当	視覚障がい者を対象に、移動時及びそれに伴う外出時においての必要な支援を行う（外出先での代筆、代読、排泄、食事等を含む）。
日中活動系	介護給付	生活介護	区分３以上 （50 歳以上は区分２以上）	常に介護が必要な障がい者に、施設で入浴・排泄・食事などの介護や創作的活動の機会の提供を行う。
	介護給付	短期入所	区分１以上 （児童は区分なし）	介護者が疾病等の場合、短期入所する（宿泊を伴うものに限る）。
	介護給付	療養介護	区分６の ALS 等気管切開・人工呼吸器使用、区分５以上の者で ①筋ｼﾞｽﾄﾛﾌｨｰ又は重度心身障がい者 ②高度な医療的ケアを必要とする者 ③強度行動障害又は、遷延性意識障害があり、医療的ケアを必要とする者 ④これに準ずる者	医療的管理下において常に介護が必要な障がい者に、医療機関で機能訓練や療養上管理・看護・介護を行う。
	訓練等給付	自立訓練	地域生活を営む上で、身体機能・生活能力の維持・向上等のため、一定の支援が必要な障がい者又は難病等対象者	施設や特別支援学校から地域生活への移行のため、自立した日常生活や社会生活ができるよう、一定期間、身体機能や生活能力向上のための訓練を行う。
	訓練等給付	就労移行支援	65 歳未満の就労希望者	就労を希望する障がい者に、一定期間生産活動やその他の活動の機会の提供、知識や能力の向上ための訓練を行う。
	訓練等給付	就労継続支援 （A型、B型）	A（雇用）型：雇用による就労が可能な 65 歳未満の障がい者 B（非雇用）型：就労移行支援等で雇用に結びつかなかった障がい者等	通常の事業所で働くことが困難な障がい者に、働く場を提供し、就労に必要な知識・能力の向上に必要な訓練を行う。
	訓練等給付	就労定着支援	生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援を利用して一般就労した障がい者	利用者との対面による相談等や利用者を雇用した企業への訪問、関係機関との連絡調整等を一体的に実施する。
	訓練等給付	自立生活援助	①障害者支援施設やグループホーム、精神科病院等から地域での一人暮らしに移行した障がい者等で、理解力や生活力等に不安がある者 ②現に一人で暮らしており、自立生活援助による支援が必要な者 ③障がいや疾病等のある家族と同居しており、家族による支援が見込めないため、実質的に一人暮らしと同様の状況であり、自立生活援助による支援が必要な者	自立生活援助は、定期的な居宅訪問等により利用者の状況把握を行い、必要な情報提供や助言等の支援を一体的に実施する。
居住系		共同生活援助 （ｸﾞﾙｰﾌﾟﾎｰﾑ）	共同生活を営むべき住居において、日常生活の支援や相談を必要とする障がい者	地域で共同の生活を行う障がい者に、相談や日常生活上の援助を行う。また、必要に応じて入浴・排泄・食事などの介護等を行う。
居住系	介護給付	施設入所支援	区分４以上 （50 歳以上は区分３以上）	施設に入所する障がい者に夜間や休日の入浴・排泄・食事などの介護等を行う。

地域移行支援	①障害者支援施設、のぞみの園、児童福祉施設又は療養介護を行う病院に入所している障がい者 ②精神科病院に長期入院している精神障がい者 ③救護施設又は更生施設に入所している障がい者 ④刑事施設に収容されている障がい者 ⑤更生保護施設に入所している障がい者又は自立更生促進センター、就業支援センター若しくは自立準備ホームに宿泊している障がい者	障害者支援施設等に入所している障がい者又は精神科病院に入院している精神障がい者その他の地域における生活に移行するために重点的な支援を必要とする者につき、住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談その他の必要な支援を行う。
地域定着支援	①居宅において単身であるため緊急時の支援が見込めない状況にある者 ②居宅において家族と同居している障がい者であっても、当該家族等が障がいや疾病等のため、障がい者に対し、当該家族等による緊急時の支援が見込めない状況にある者 　なお、障害者支援施設等や精神科病院から退所・退院した者の他、家族との同居から一人暮らしに移行した者や地域生活が不安定な者等も含む。	常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態等に相談その他必要な支援を行う。

【　障害児通所サービスの内容　】

	給付の種類、名称	対象	内容
障害児通所支援	児童発達支援	療育指導が必要な障がい児	日常生活における基本的な動作の指導、知識技術の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行う。
	医療型児童発達支援	医療的管理下において、療育指導が必要な障がい児	
	居宅訪問型児童発達支援	外出することが困難で療育指導が必要な障がい児	障がい児の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技術の付与等を行う。
	放課後等デイサービス	療育指導が必要な就学している障がい児	生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他必要な支援を行う。
	保育所等訪問支援	保育所等に通う、療育指導が必要な障がい児	障がい児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援その他必要な支援を行う。

申請に必要なもの

- 身体障がい者の方…身体障害者手帳
  知的障がい者の方…療育手帳（手帳をお持ちでない方は、児童相談所又は障害者相談所による判定意見書）
  精神障がい者の方…精神障害者保健福祉手帳（手帳をお持ちでない方は、診断書（ICD-10 コード入り）又は自立支援医療（精神通院）受給者証　もしくは、精神障害を事由に受ける障害年金証書）
  難病患者等の方……対象疾患に罹患していることがわかる書類（医師の診断書又は特定疾患医療受給者証等）
- 申請書・世帯状況・収入等申告書（障がい福祉課にあります）
- 印鑑（朱肉を使用するもの）
- 年金受給者については年金振込額の確認がとれる書類（年金証書・通帳等）
- 介護保険証（持っている方のみ）
- 健康保険証（療養介護又は医療型児童発達支援利用者のみ）
- 健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証（療養介護又は医療型児童発達支援利用者で持っている方のみ）
- マイナンバーのわかるもの
- 官公署から発行された顔写真付きの身分証明書等（運転免許証など）

更　新　サービスの継続利用が必要な場合は、交付された受給者証に記載されている支給期間終了の３ヶ月から２ヶ月前に更新の申請をしてください。支給期間は一律ではありませんので、受給者証をご確認のうえお忘れのないように申請してください。

変　更　支給量や支給内容の変更希望や、住所や氏名など記載内容が変わった場合は、変更の申請をしてください。

返　還　転出・死亡等でサービスが不要になったときは、受給者証を返還してください。

受給者証の再交付

受給者証が紛失又は汚損・破損により使えなくなったときは、再交付の申請をしてください。

障害者総合支援法による制度や施設・事業者に関する情報は「WAMNET」（ワムネット）でもご覧になれます。URL　http://www.wam.go.jp/　「WAMNET」（ワムネット）とは、独立行政法人福祉医療機構が運営する福祉・保健・医療の総合情報サイトです。

２　サービス等利用計画・障害児支援利用計画作成のご案内

平成２４年４月の障害者自立支援法・児童福祉法の一部改正により、障害福祉サービス・障害児通所支援を利用する全ての利用者の方にサービス等利用計画（又は障害児支援利用計画）を作成することとなりました。

サービス等利用計画を作成することにより、相談支援専門員が関わることとなり、これまで気付くことのできなかったサービスや支援を受けることができ、本人の状態にあったきめ細かなサービスの利用が行えるようになります。

対象者　障害福祉サービス・障害児通所支援サービスを利用する全ての利用者

※一部作成が不要な方もいます。（介護保険のケアプラン作成済みの方等）

〇障害福祉サービスを利用する方　⇒　サービス等利用計画

〇障害児通所支援を利用する方　⇒　障害児支援利用計画

※障害児通所支援とは、児童発達支援・医療型児童発達支援・放課後等デイサービス・保育所等訪問支援のことです。

〇両方のサービスを併用している方　⇒　障害児支援利用計画

手続き　指定特定相談支援事業所（又は指定障害児相談支援事業所）（別途後掲一覧参照）へサービス等利用計画の作成を利用者から依頼していただきます。

費用　利用者が負担する費用はありません。

問い合わせ　障がい福祉課 相談支援係　（ＴＥＬ）055-237-5240（直通）

サービス支援係　（ＴＥＬ）055-237-5654（直通）

（ＦＡＸ）055-237-5299（課共通）

３　第２子以降３歳以下障害児通所支援利用者負担額助成金について

甲府市では、第２子以降の障害児通所支援の係る利用者負担額について、３歳到達の年度末までの間、無料化することで、みなさまの子育てを応援します。

対象児童　①世帯の市民税の所得割額が１６９，０００円未満であること

（世帯の年収が約６４０万円未満相当）

②世帯の第２子以降の児童（生計を同一にする第１子がいること）

③児童発達支援等の障害児通所支援を利用している、３歳以下の児童

４　甲府市視覚障害者社会参加促進事業利用者負担助成について

同行援護の支給決定を受けた方で、毎年３月から翌年２月までの期間内において同行援護利用分１００時間までの自己負担金額を助成します。
・利用者負担上限額が零円の方は対象になりません。
・当該期間中に新規で支給決定を受けた場合には、対象となる時間数が１００時間よりも少なくなります。
・他の障害福祉サービスを利用している場合は支給額が変わることがあります。
・高額障害福祉サービスの対象となっている場合は支給額が変わることがあります。

問い合わせ　障がい福祉課 サービス支援係　（ＴＥＬ）055-237-5654（直通）
（ＦＡＸ）055-237-5299（課共通）

５　指定特定相談支援事業所・指定障害児相談支援事業所一覧（甲府市）

指定特定相談支援事業者・指定障害児相談支援事業者一覧（令和5年４月1日現在）

事業所名	所在地	電話番号	ＦＡＸ番号	事業所区分		主たる障害種別
				指定特定相談支援	指定障害児相談支援	
甲府市障害者センター相談室あんず	東光寺１丁目１０番２５号	222-0761	222-0762	○	○	特定なし
相談支援事業所ヴィーヴィ	下飯田１丁目１０番22号	221-1260	221-0886	○	○	特定なし
サポートプラザ山の手	美咲１丁目８番５号	251-7611	251-7611	○	－	身体/知的/精神
With（ウィズ）	向町２７７番地	223-2503	223-2501	○	○	特定なし
スマハピ	岩窪町６１４番地	298-6868	251-7679	○	○	障がい児
公益財団法人住吉偕成会 すみよし生活支援センター	住吉４丁目７番２７号	221-0071	221-0072	○	０	特定なし
相談支援事業所　組木	下飯田１丁目１１番６号	228-5383	228-5383	○	○	特定なし
麦の家相談室	心経寺町４９０番地１	266-3976	266-3698	○	○	身体/知的/障がい児
特定相談支援事業所　きぼうの家	西油川町１１７番地１	288-8081	288-8085	○	－	身体/知的/精神
相談支援事業所　クリーム	徳行１丁目３番２２号	288-1077	236-5680	○	○	特定なし
相談支援事業所　サンフラワー	天神町１１番３５号	253-6131	251-5597	○	○	身体/知的/障がい児
相談支援事業所　すみか	城東３丁目１３番８号	237-3857	225-5326	○	○	特定なし
サポートセンター　きずな	岩窪町２０７番地１	242-8770	234-5733	○	○	特定なし
相談支援事業所　こっとん	高畑１丁目１６番８号	225-5440	225-5441	○	○	特定なし
相談支援事業所 コスモ・アンシア	相生3丁目3番14号	221-8000	221-8001	○	○	特定なし
ハート相談支援事業所	若松町６番２７号	288-1680	288-1681	○	○	特定なし
相談支援事業所　にこっと	下飯田２丁目５番１２号	237-5151	237-5101	○	○	特定なし

相談室　ちゅうじょ	横根町１５０番地１	225-3955	236-1011	○	○	特定なし
やさしい手　しょうがい福祉サポート　甲府	上石田1丁目8番16号	244-6502	244-6503	○	○	特定なし
ファボール山梨	緑が丘２丁目１２番６号	244-2544		○	○	特定なし
相談支援事業所　結い	住吉5丁目3番２７号	288-8119	288-8176	○	○	特定なし
相談支援事業所　リアライズ	羽黒町８２９番地６	252-2376		○	○	特定なし
あかし相談支援室	上町２４７３番地	226-6580	226-6503	○	－	特定なし
指定特定相談支援事業所 あいてらす	伊勢４丁目２１番１号	231-5338	267-8874	○	－	特定なし
相談支援事業所デフやまなし	北新１丁目２番１２号 県福祉プラザ１階	254-8660	254-8665	○	○	身体/知的/障がい児
えそら	和戸町1195番地1	269-8861	269-8861	○	－	知的/精神
相談支援事業所　あおば	東下条町107番地	243-4800	243-4804	○	○	特定なし
相談支援事業所　LIFE	下飯田2丁目5番12号	222-3388	222-3388	○	○	特定なし
ワーカウト羽黒　相談支援事業所	羽黒町1466番地2	269-6571	269-6572	○	○	特定なし
特定相談支援事業所じりつ	宮原町94番地1	268-2255	268-2256	○	○	特定なし

○「甲府市計画相談のご案内」を、甲府市障害者センターのホームページに掲載しています。
（http://www.nns.ne.jp/ass/kofu-sfj/）

６　地域生活支援事業

地域における障がい者を総合的に支援する事業です。
事業ごとに対象者等利用制限が異なりますので、詳しくは障がい福祉課にお問い合わせください。

①　意思疎通支援事業

意思の疎通を図ることに支障がある聴覚障がい者等に手話通訳者又は、要約筆記者・奉仕員を派遣し、手話又は、要約筆記の方法により聴覚障がい者等とその他の者の意思の疎通を円滑にします。ご利用は無料です。電話又はＦＡＸでの申請も可能です。

※ 要約筆記とは、相手の話をまとめ、ノートやスクリーンへ表示して伝達する手段です。

問い合わせ　　障がい福祉課直通電話　（ＴＥＬ）055-237-5240
派遣事業申請用FAX　（ＦＡＸ）055-237-5299

また、失語症により言語機能等に障がいのある方向けに失語症者向け意思疎通支援者の派遣を行っています。ご利用は無料です。事前に利用登録が必要となりますので、詳しくは、山梨県言語聴覚士協会へお問い合わせください。

問い合わせ　　山梨県言語聴覚士協会　（ＭＡＩＬ）st@Kasugai-reha.com
（ＦＡＸ）　0553-26-4366

②　日常生活用具給付事業（6～8ページ参照）

在宅の重度障がい者等に対し、補装具以外の機器で自立した日常生活を支援するための用具の給付や貸与を行います。世帯の所得に応じて自己負担があり、用具ごとに給付限度額があります。購入前の申請になります。

③　訪問入浴サービス事業

介護保険及び障害福祉サービスの対象とならない在宅重度障がい者等に、入浴車による訪問入浴サービスを行います。
※ 所得に応じて利用者負担があります。

④　日中一時支援事業（日中一時預かり及び送迎）

障がい者等の家族の一時的な休息を目的として障がい者等の一時的な預かり並びに預かり先施設までの送迎サービスを行います。なお、65 歳以上の方及び介護認定を受けている方は、介護保険サービスが優先されますので、詳しくは障がい福祉課にお問い合わせください。

◎一時預かり部門
利用者負担額は利用時間及び世帯の課税状況で異なります。

利用時間	市民税非課税世帯 障がい者１８０時間まで 障がい児２４０時間まで	市民税課税世帯 障がい者１８０時間まで 障がい児２４０時間まで	左の時間を超えた負担額
４時間以下	０円	８０円	１００円
４時間超８時間以下	０円	１６０円	２００円
８時間超	０円	２４０円	３００円

※負担額が軽減される年間時間は申請月によって異なります。

◎送迎部門（送迎の許可がある事業所のみ）
年間最長２４０時間あるいは１８０時間まで公費負担があります。利用者負担額は事業所によって異なります。
※ 公費負担する年間時間は申請月によって異なります。

⑤　移動支援事業

屋外での移動が困難な障がい者等に、外出の支援をします。

対象者　〇全身性障がい者（児）・視覚障がい者（児）・知的障がい者（児）・精神障がい（児）・難病等対象者
〇その他、福祉事務所長が必要と認めた者
※ヘルパー支援型は、障害福祉サービス（同行援護･行動援護・重度訪問介護）の対象者でない者。
※65 歳以上の方及び介護認定を受けている方は、介護保険サービスが優先されますので、詳しくは障がい福祉課にお問い合わせください。

利用内容　〇社会生活上必要不可欠な外出
〇余暇活動等社会参加のための外出
〇計画相談等により支援が必要と認められた外出
※通勤・営業活動等の経済活動に係る外出、通年かつ長期にわたる通院、通学・通所、社会通念上不適当な外出は除く。

実施方法と利用者負担

◎ヘルパー支援型（ヘルパーによるマンツーマンの付き添い）
利用者負担額は、利用時間及び世帯の課税状況によって異なります。

	年間利用 100 時間以下	年間利用 100 時間を超えた場合
市民税非課税世帯	報酬単価から算定した事業費の 0%	報酬単価から算定した事業費の 10%
市民税課税世帯	報酬単価から算定した事業費の 5%	

※軽減される年間利用時間は申請月により異なります。

◎車両移送型（事業所の車両による支援）

※介助者の有無にかかわらず、公共交通機関等の利用が難しい方のためのサービスです。

※車両移送型を希望する場合、障害福祉サービスを利用している方は、契約をしている指定特定相談支援事業所の「相談支援専門員」へ、障害福祉サービスを利用していない方は「障害者基幹相談支援センターりんく」へご相談ください。

（相談先）

・指定特定相談支援事業所　相談支援専門員
（サービス等利用計画または障害児支援利用計画作成担当者）

・ 障害者基幹相談支援センターりんく　　（TEL）055-221-1233

利用者負担額は事業者の定めた額から事業単価に定めた額を差し引いた額となります。

所要時間 15 分	300 円
所要時間 15 分を超えた場合	15 分を増すごとに 300 円加算

※最長年間利用時間は 120 時間。（申請月により異なります。）

※年間時間超過後は自己負担となります。

⑥　地域活動支援センター

通所により、創作的活動または生産活動の機会の提供や、社会との交流の促進等を図り、日常生活に必要な便宜の供与を行います。利用については直接各施設へご相談ください。

利用料は、各施設で設定しています。

【実施施設】

名　称	所在地	電話番号
すみよし生活支援センター	甲府市住吉四丁目７番２７号	055-221-0071
支援センターみさき	甲府市美咲一丁目８番５号	055-251-7611
山梨ダルクデイケアセンター	甲府市伊勢四丁目２１番１号清水ビル	055-223-7774
地域活動支援センター虹の谷	甲府市上今井町２６０番地６五幸ビル４Ｆ	055-243-0963

⑦　福祉ホーム

障がい者が地域において自立した日常生活又は、社会生活を営むことができるよう、低額な料金で居室その他の設備の提供を行います。利用については、直接施設へご相談ください。

名　称	所在地	電話番号
あずま太陽の家　福祉ホーム	甲府市羽黒町１２７２番地１	055-253-3711

⑧　甲府市地域生活支援拠点事業

障がい児者等の重度化・高齢化や「親なき後」を見据え、居住支援のための機能を地域の実情に応じ整備し、各事業を実施しています。

・相談機能の強化　　・緊急時の受け入れ、対応

・体験の機会、場の提供　　・地域の体制づくり

ご利用には事前の登録が必要です。登録方法ついては、各々の相談支援専門員にお問い合わせください。

⑨　更生訓練費

自立訓練又は就労移行支援の支給決定を受けている方、あるいは施設に入所の措置又は委託をされ更生訓練を受けている方で、利用者負担上限月額が零円の方を対象に訓練等のための経費及び通所のための経費を支給します。

支給額

	訓練に従事した日が １５日以上の場合	訓練等に従事した日が １５日未満の場合
訓練等のための経費（月額）	３，１５０円	１，６００円
通所のための経費（日額）	※２８０円	

※通所のための経費の支給額は、日額に訓練等に通所した日数を乗じて得た額と、通所に要した実支出額のいずれか少ない方の額になります。

⑩　就職支度金

就労移行支援又は就労継続支援の支給決定を受けている方、あるいは施設に入所の措置又は委託をされ更生訓練を受けている方で、就職又は自営により自立される方に就職等に必要な支度を整えるための費用を支給します。

支給額は３６，０００円です。

⑪　医療的ケア児等コーディネーターの配置

医療的ケア児等（日常生活を営むために医療が必要な障がいを持つ児童や重症心身に障がいを持つ児童）が、適切な支援を受けながら地域で安心して生活ができるよう、現状把握や分析、連絡調整等を行うコーディネーターを配置します。コーディネーターは、医療的ケア児等とそのご家族に対し、サービスを紹介したり関係機関と医療的ケア児等やご家族をつなぐ役割を担います。

問い合わせ　障がい福祉課　相談支援係　（TEL）　055-237-5240

７　甲府市障害者基幹相談支援センター「りんく」

地域の中核的な総合相談の支援拠点として、障がい者や家族からの相談に総合的に応じられる窓口を甲府市障害者センター（東光寺一丁目１０番２５号）１階に開設しています。

対象者　市内在住の障がい児・者（身体・知的・精神・発達障がい・難病等の障害種別を問わず）とその家族など。

相談方法　来所、電話など。

開所日　月曜日から土曜日（祝日、年末年始を除く）

開所時間　午前８時 30 分から午後５時 30 分まで
（水曜日については午後７時 30 分まで）

問い合わせ　甲府市障害者基幹相談支援センター「りんく」
（TEL）055-221-1233
（FAX）055-222-0019

８　ヘルプカードの配布

「ちょっと手助けが必要な人」と「ちょっと手助けしたい人」とをつなぐための意思表示カードです。障がいのある方などが持ち歩き、日常生活や災害時などの困った時にヘルプカードを差し出すことで、周囲に理解や手助けを求めることができます。

対象者　甲府市内在住の心身障がい児・者（障害者手帳の有無は問いません）及びその他希望する方（無料配布）

配布場所　甲府市役所本庁舎２階　⑤番　障がい福祉課窓口
甲府市障害者センター（甲府市東光寺一丁目１０番２５号）
各窓口センター

配布時間　平日の午前８時３０～午後５時１５分（土・日祝日を除く）

問い合わせ　障がい福祉課相談支援係　（ＴＥＬ）055-237-5240
（ＦＡＸ）055-237-5299

９　ヘルプマークの配布

義足や人工関節を使用している方、内部障がいや難病の方、または、妊娠初期の方など、援助や配慮を必要としていることが外見から分からない方のため、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることで、援助を得やすくするヘルプマークを配布しています。

対象者　甲府市内在住の義足や人工関節を使用している方、内部障がいや難病の方（障害者手帳の有無は問いません）、妊娠初期の方など、援助や配慮を必要としている方（無料配布）

配布場所　甲府市役所本庁舎２階　⑤番　障がい福祉課窓口
甲府市障害者センター（甲府市東光寺一丁目１０番２５号）
各窓口センター

配布時間　平日の午前８時３０～午後５時１５分（土・日祝日を除く）

問い合わせ　障がい福祉課相談支援係　（ＴＥＬ）055-237-5240
（ＦＡＸ）055-237-5299

★　権利を守る　★

１　成年後見制度

成年後見制度は、精神上の障がい（認知症、知的障がい、精神障がい）により判断能力が十分でない方が不利益を被らないように家庭裁判所に申立てをし、その方を援助してくれる人を付けてもらう制度です。家庭裁判所から選ばれた成年後見人は、本人の財産を管理し、契約などの法律行為を本人に代わって行います。これにより自分一人では困難な不動産や預貯金等の財産の管理や各種契約が安全に行えるようになります。

本人、配偶者、四親等内の親族が申立てをすることができます。（お問い合わせは、甲府家庭裁判所まで。（TEL）055-235-1131）また、家族など身寄りのない方は居住地の市町村長が申立てを行うことができます。詳しくは、甲府市障害者基幹相談支援センター「りんく」（（TEL）055-221-1233）にご相談ください。

２　福祉サービス利用援助事業（日常生活自立支援事業）

認知症、知的障がい、精神障がい等により判断能力が充分でないため、様々なサービスを適切に利用することが困難な方を支援します。

【援助の内容】
○　福祉サービスの利用援助
・福祉サービス等の利用支援（制度の説明、手続き援助、申込み同行等）
・日常生活の見守り（定期的な訪問による生活変化の察知、福祉サービスの実施状況の確認等）

○　日常的金銭管理サービス
・公共料金等の支払いや治療費の支払いの支援　・日用品等の代金の支払いの支援

・年金や各種手当を受け取る手続きの支援　　・預貯金の払戻し、預入れの支援

○ 書類等預かりサービス
・通帳や印鑑、書類等の預かり

問い合わせ　甲府地区地域福祉権利擁護センター（甲府市社会福祉協議会）
（ＴＥＬ）055-225-2119

３　甲府市障害者虐待防止センター

甲府市障害者虐待防止センター（障がい福祉課）において、障がい者虐待の通報・届出の受付及び養護者の相談支援等を行います。相談者等の秘密は守られますので、安心してご相談ください。

相談内容　障がい者虐待に関する相談、通報・届出の受付など
相談時間　平日の午前８時３０分～午後５時１５分
※緊急な障がい者虐待の通報等は２４時間受け付けます。
連絡先　甲府市障害者虐待防止センター（障がい福祉課相談支援係）
（ＴＥＬ）055-237-5240
（ＦＡＸ）055-237-5299
障がい者虐待の通報等の夜間・休日受付
（ＴＥＬ）055-237-1161
（ＦＡＸ）055-237-1149

４　障がいを理由とする差別に関する相談

障がいを理由とする差別の解消を推進することを目的に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（通称「障害者差別解消法」）が平成 28 年４月１日から施行されています。行政機関等や民間事業者だけでなく、社会や地域全体の理解や協力も必要です。市民の皆さまのご理解、ご協力をお願いします。

障がい福祉課には、山梨県が定める「山梨県障害者幸住条例」による障害者差別地域相談員を配置し、相談内容や相談事案における差別の状況確認を行い、差別解消に向けた対応を進めています。お気軽にご相談ください。

相談内容　行政機関や地方公共団体、および民間事業者による「不当な差別的取扱い（障がいを理由とする差別）」や「合理的配慮の提供」に関すること

対象者　障害者基本法で定められた身体障がい、知的障がい、精神障がい（発達障がいを含む）、そのほかの心身の機能に障がいがあり、障がいや社会的障壁によって継続的に日常生活や社会生活が困難になっている人です。障害者手帳を持っていない人も含まれます。

相談時間　平日の午前８時３０分～午後５時１５分

連絡先　障がい福祉課相談支援係
（ＴＥＬ）055-237-5240
（ＦＡＸ）055-237-5299

【不当な差別的取扱い（障がいを理由とする差別）とは】
障がいを理由として、正当な理由なくサービスの提供を拒否したり、制限したり、条件を付けたりするような行為のことです。

【合理的配慮の提供とは】
障がいのある人から、何らかの対応を必要としているとの意思が伝えられたときに、負担が重すぎない範囲で対応することです。こうした配慮を行わないことで、障がいのある方の権利利益が侵害される場合も、差別に当たります。

★　他の障がい者福祉サービス　★

１　生活福祉資金の貸付

本制度は、低所得者、障がい者、高齢者世帯を対象に、経済的自立と生活の安定を目的としております。貸付事業は山梨県社会福祉協議会が行っており、甲府市社会福祉協議会が相談・申請の窓口となっております。

貸付にあたっては、条件等がありますので、事前にお電話等にてご相談ください。

貸付金種類　総合支援資金（生活支援費、住居入居費等）、福祉資金（住宅の増改築資金、福祉用具の購入資金、障害者自動車購入資金等）、教育支援資金、不動産担保型生活資金など

問い合わせ　甲府市社会福祉協議会　福祉サービス課　（ＴＥＬ）055-225-2119

２　郵便等による不在者投票ができる方

（１）身体障害者手帳をお持ちの方で次の方
　①　両下肢・体幹・移動機能の障がいの程度が１級もしくは２級
　②　心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸の障がいの程度が１級もしくは３級
　③　免疫・肝臓の障がいにあっては、１級～３級
（２）戦傷病者手帳をお持ちの方で次の方
　①　両下肢・体幹の障がいの程度が特別項症から第２項症
　②　心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸・肝臓の障がいの程度が特別項症から第３項症
（３）介護保険者証の要介護状態区分が要介護５である方
　※ 郵便等による不在者投票ができる方で、自ら投票の記載ができない次の①・②に該当する方は、代理記載制度が利用できます。
　①　身体障害者手帳に上肢または、視覚の障がいの程度が１級である者と記載されている方
　②　戦傷病者手帳に上肢または、視覚の障がいの程度が特別項症から第２項症まである者として記載されている方
　※ あらかじめ「郵便等投票証明書」の交付を受けておく必要がありますので、甲府市選挙管理委員会へご連絡ください。

窓　口　甲府市選挙管理委員会　（ＴＥＬ）055-223-7361

３　自動車事故対策機構について

自動車事故により重度の後遺障がいを負った方への援助を行っています。

実施主体　独立行政法人　自動車事故対策機構　山梨支所
（ＴＥＬ）055-262-1088　（ＦＡＸ）055-262-1089

４　甲府市福祉センターの利用について

甲府市在住の６０歳以上の方、心身障がい者、寡婦または母子・父子家庭の方は、市内の福祉センターを利用することができます。利用の手続・時間等の詳細については各福祉センターにお問い合わせください。

○玉諸福祉センター　ＴＥＬ055-235-3672
○山宮福祉センター　ＴＥＬ055-253-6338
○相生福祉センター　ＴＥＬ055-226-3798
○貢川福祉センター　ＴＥＬ055-222-0310
○相川福祉センター　ＴＥＬ055-254-5688

★　防災・防犯への備え　★

１　避難行動要支援者名簿

災害時、自ら避難することが困難である要配慮者のうち、避難支援を要する方を対象に、「避難行動要支援者名簿」への登録を行っています。対象者には、「個人情報提供に関する同意書」を郵送いたしますので、提出をお願いします。
※平常時からの情報提供に同意をいただいた方については、登録情報を自主防災組織の責任者（未結成の自治会ではその自治会）や民生委員・児童委員、市社会福祉協議会、甲府地区消防本部、山梨県警察本部に提供し、災害時に支援を行える体制づくりに活用します。（災害時には、同意をいただけない方の情報についても提供が行われます。）

対象者　※障がいをお持ちの方のうち
①身体障がい者　視覚又は聴覚の個別等級１～２級の方、
肢体又は平衡の個別等級１～３級の方
②知的障がい者　療育手帳Ａ判定の方
③精神障がい者　精神障害者保健福祉手帳１級の方

※具体的な理由により、「避難行動要支援者名簿」への掲載を希望する方も登録ができます。
※要介護認定者や高齢者などについても対象要件がありますので、詳しくはお問い合わせください。

問い合わせ　防災企画課　（TEL）055-237-5331
障がい福祉課　（TEL）055-237-5240

２　甲府市救急あんしん情報セットの配付

本市にお住まいで在宅の障がいをお持ちの方などを対象に、救急あんしん情報セットの配付を行います。配付を受けるには申請が必要です（無料配付）。
「甲府市救急あんしん情報セット」は、「かかりつけ医」、「服薬内容」、「持病」などの医療情報や、「健康保険証（コピー）」などの情報を専用の容器に入れ、自宅の冷蔵庫に保管します。救急車を呼んだ際の救急隊への医療情報の提供や、災害時の持ち出し品として、在宅の高齢者や障がい者の方などの安全・安心を確保することを目的としています。

対象者　※本市にお住まいで在宅の障がいをお持ちの方
①身体障がい者……身体障害者手帳１～３級をお持ちの方
②知的障がい者……療育手帳Ａ判定をお持ちの方
③精神障がい者……精神障害者保健福祉手帳１・２級をお持ちの方
④上記に準ずる方

※要介護認定者、高齢者の方についても対象要件がありますので、詳しくは担当課（介護保険課（TEL）055-237-5473、福祉保健部総務課（TEL）055-237-5613）にお問い合わせください。
※対象者１人に対して１セットの配付となります。（既に配付を受けている方は対象外。）
※配付個数には限りがあります。

問い合わせ　障がい福祉課　（TEL）055-237-5240

★　障害福祉施設　★

１　障がい児（１８歳未満）のための施設

〇入所：問い合わせ・窓口　児童相談所　（ＴＥＬ）055-254-8617
〇通所：問い合わせ・窓口　障がい福祉課又は相談支援事業者（24 ページ参照）

２　障がい者（１８歳以上）のための施設

障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスです。詳しくは、障がい福祉課又は、相談支援事業者（24 ページ参照）にお問い合わせください。

３　その他の施設

①　盲人ホーム

あんま、はり、きゅう等盲人の職業生活の便宜を図るため、施設を利用させ、技術の指導を行っています。

「青い鳥ホーム」　甲府市塩部一丁目６番２０号　（TEL）055-252-8994

②　精神科デイケア・ナイトケア（通院医療型）

医療機関等で行われる精神科通院医療の一つで、精神障がい者に対して週４～５日、一定時間医師の指示や指導監督のもとに医療チームによって、集団療法、作業療法、創作活動等を行います。利用については主治医に相談してください。

③　心の電話相談（ストレスダイヤル）　（TEL）055-254-8700

医師、保健師、臨床心理の専門家などが、心の健康相談や精神医療に関わる相談をはじめ、アルコール、薬物、思春期等の相談に応じています。

（平日）月～金　9:00～12:00　13:00～16:00　（夜間）木曜日のみ　16:00～19:00

④　精神科救急受診相談センター　（TEL）0551-20-1125

早急に治療の必要な患者等を対象に、２４時間３６５日体制で電話による受診相談に応じ、受診が必要と思われる場合には当番病院等の医師と相談して受診の要否を決定し、患者等に医療機関を紹介しています。

★　相談・関係機関一覧　★

名　称	所在地	問い合わせ先
甲府市福祉事務所 （甲府市福祉保健部）	甲府市丸の内一丁目１８番１号	TEL　237-1161 FAX　228-4889
甲府市保健衛生室　精神保健課	甲府市相生二丁目１７番１号	TEL　237-5741 FAX　242-6178
甲府市健康支援室　地域保健課	甲府市相生二丁目１７番１号	TEL　237-1173 FAX　227-5294
甲府市保健衛生室　母子健康課	甲府市相生二丁目１７番１号	TEL　237-8950 FAX　227-5294
甲府市社会福祉事業団 （甲府市障害者センター）	甲府市東光寺一丁目１０番２５号	TEL　222-0741 FAX　222-0019
甲府市障害者基幹相談支援センター「りんく」	甲府市東光寺一丁目１０番２５号 甲府市障害者センター内１階	TEL　221-1233 FAX　222-0019
甲府市社会福祉協議会	甲府市相生二丁目１７番１号	TEL　225-2116 FAX　237-1179
甲府市ボランティアセンター	甲府市相生二丁目１７番１号	TEL　223-1061

山梨県福祉保健部障害福祉課	甲府市丸の内一丁目６番１号	TEL　223-1460 FAX　223-1464
山梨県中北保健福祉事務所 （中北保健所）	韮崎市本町四丁目２番４号 北巨摩合同庁舎	TEL 0551-23-3443 FAX0551-23-3075
山梨県中央児童相談所	甲府市住吉二丁目１番１７号 山梨県子どものこころサポートプラザ内	TEL　288-1560
山梨県障害者相談所 身体障害者担当	甲府市北新一丁目２番１２号 山梨県福祉プラザ３階	TEL　254-8671
山梨県障害者相談所 知的障害者担当	甲府市北新一丁目２番１２号 山梨県福祉プラザ３階	TEL　254-8674 FAX　254-8675
山梨県精神保健福祉センター	甲府市北新一丁目２番１２号 山梨県福祉プラザ３階	TEL　254-8644 FAX　254-8647
山梨県難病相談・支援センター	甲府市北新一丁目２番１２号 山梨県福祉プラザ３階	244-5260・5261
山梨県立こころの発達総合支援センター	甲府市住吉二丁目１番１７号 山梨県子どものこころサポートプラザ内	TEL　288-1695 新規専用ダイヤル （初めての方） TEL　288-1795
ハローワーク甲府 （甲府公共職業安定所）	甲府市住吉一丁目１７番５号	TEL　232-6060 FAX　235-4186
山梨障害者職業センター	甲府市湯田二丁目１７番１４号	TEL　232-7069 FAX　232-7077
山梨県就業支援センター	甲府市塩部四丁目５番２８号	TEL　251-3210 FAX　251-3221
甲府年金事務所	甲府市塩部一丁目３番１２号	TEL　252-1431 FAX　253-4164
山梨県ﾎﾞﾗﾝﾃｨｱ・NPO センター	甲府市丸の内一丁目６番１号 防災新館１階	TEL　224-2941 FAX　232-4087
山梨県自動車税センター	笛吹市石和町唐柏１０００番地４	TEL　262-4662 FAX　263-2421
甲府税務署	甲府市丸の内一丁目１番１８号 甲府合同庁舎	TEL　254-6105
NHK 甲府放送局	甲府市丸の内一丁目１番２０号	TEL　255-2100 （営業部）
山梨県盲人福祉センター （点字図書館）	甲府市下飯田二丁目１０番１号	TEL　222-3502 FAX　233-0124
山梨県立聴覚障害者情報センター	甲府市北新一丁目２番１２号 山梨県福祉プラザ１階	TEL　254-8660 FAX　254-8665
すみよし障がい者就業・生活支援センター	甲府市住吉四丁目１１番５号	TEL　221-2133 FAX　221-2136

★　甲府市身体障害者・知的障害者相談員名簿　★

相談で知り得た個人の秘密は堅く守りますので、お気軽にご相談ください。

１　身体障害者相談員（令和４年４月１日～令和６年３月３１日）

氏　名	住　所	問い合わせ先	障害別など
藤　井　治　男	甲府市城東四丁目９番１１号	233-4218	・下肢機能障害 ・山梨県身体障害者運転者会副会長 等
小　林　　修	甲府市塩部一丁目１番１５号	268-3053	・脳性麻痺による下肢機能障害
佐　田　勝　男	甲府市増坪町６１６番地１	243-3618	・下肢機能障害及び体幹機能障害 ・甲府市身体障害者福祉連合会前会長 等

雨　宮　正　夫	甲府市高畑一丁目４番８号	226-4072	・慢性関節炎による上肢機能障害及び下肢機能障害 ・甲府市身体障害者福祉連合会会長 等
石　黒　為　義	甲府市下河原町三丁目２２番１３号	222-8704	・左側側弯症による体幹機能障害 ・甲府市身体障害者福祉連合会副会長 等
小　池　早由里	甲府市善光寺三丁目２９番１６号	227-2264	・下肢機能障害及び体幹機能障害 ・障害者対象水泳教室、スイミングクラブ開催 等
野　中　のり子	甲府市湯村三丁目２３番Ａ－１０８号	090-4437-6877	・下肢機能障害 ・甲府市出前講座、ボランティア編み物講師 等
土　屋　洋　子	甲府市飯田４丁目１番２６号 ポレスター飯田７０２号	090-4744-4352	・上肢機能障害
塩　田　公　一	甲府市中村町１１番７号	090-8116-5667	・上肢機能障害及び下肢機能障害 ・山梨県身体障害者連合福祉会青年部役員 等
霜　村　晴　夫	甲府市大里町１６１２番地１０	241-7506	・下肢機能障害
輿　石　和　之	甲府市下飯田一丁目４番３７号	237-7150	・下肢機能障害
中　込　冬　樹	甲府市砂田町８番１５号	FAX 237-3881	・聴覚障害 ・山梨県中途失聴・難聴者協会会長 等
小　澤　三枝子	甲府市北新一丁目５番Ａ－３１２	FAX 225-6821	・聴覚障害（ろう） ・甲府市聴覚障害者協会役員 等
酒　井　弘　充	甲府市新田町１番６号	226-3361	・視覚障害 ・甲府市視覚障害者協会　副会長等
野　澤　みゆき	甲府市蓬沢一丁目１５番２３号	080-5188-0992	・視覚障害
安　藤　増　美	甲府市上今井町２５０１番地	070-3602-1892	・視覚障害
上　條　司	甲府市羽黒町１１０３番地４	090-1268-9994	・下肢機能障害

２　知的障害者相談員（令和４年４月１日～令和６年３月３１日）

氏　名	住　所	問い合わせ先	所属団体など
丸　山　十喜子	甲府市伊勢二丁目１４番２号	232-3565	甲府市障害児者地域支援連絡会「すくらむ」会員 等
鈴　木　和　美	甲府市下石田二丁目１８番５―１０１号	266-5337	甲府市障害者団体連絡協議会知的部会　部会長
大　塚　ちおり	甲府市天神町７番４号	254-8836	母子グループ自由人代表 甲府市手をつなぐ育成会会員 等
遠　藤　智恵子	甲府市住吉一丁目７番１４号	227-2008	
鈴　木　久美子	甲府市相生二丁目２番９号	080-1240-4866	母子グループ自由人会員 甲府市手をつなぐ育成会会員 等

※あわせて「相談・関係機関一覧」（P３３）及び次ページの「障がい者（児）関係団体名一覧」をご参照下さい。

★　障がい者（児）関係団体名一覧　★

団体名	概要	氏名	所在地	問い合わせ先
甲府市障害者団体連絡協議会	障がい者団体の連携等を目的に各種活動を実施。	板山　俊介	甲府市湯田一丁目１２番１３号	237-0130
甲府市障害児者・父母の会	障がい児・者の家族の運営により、各種活動を実施。	山下　和子	甲府市和戸町338 番地	228-6416
甲府市身体障害者福祉連合会	肢体や体幹、言語に障がいのある当事者の運営により、各種活動を実施。	雨宮　正夫	甲府市高畑一丁目４番８号	226-4072
甲府市視覚障害者協会	視覚障がいのある当事者の運営により、各種活動を実施。	広瀬　清敏	甲府市屋形一丁目５番９号	252-7222
甲府市聴覚障害者協会	聴覚障がいのある当事者の運営により、各種活動を実施。	保延　浩貴	甲府市大里町２６２０番地１ ｻﾝｼｬｲﾝ大里３０５号	FAX 287-8779
甲府市手をつなぐ育成会	知的障がいのある当事者とその家族等の運営により、各種活動を実施。	越水　眞澄	甲府市相生二丁目１番１号	233-5259
山梨県重症心身障害児（者）を守る会	障がい児・者当事者とその家族や関係機関の運営により、各種活動を実施。	雨宮　孝久	甲斐市中下条９５４番地３	277-9666
甲府市障害（児）親の会「このゆびとーまれ」	障がい児・者の家族の運営により、各種活動を実施。	鈴木　和美	甲府市下石田二丁目１８番５－１０１	226-5337
山梨県腎臓病協議会	腎臓病を抱える当事者の運営により、各種活動を実施。	中島　政一（会長）	甲府市北新一丁目２番１２号 福祉プラザ４階（事務局）	242-6308（事務局）
甲府市しゃくなげ会	精神障がい者の家族の運営により、各種活動を実施。	内藤　旭	甲府市宝一丁目２９番９号「かしのみ」内	232-6613
甲府市福祉作業所協議会	作業所の連携等を目的に各種活動を実施。	板山　俊介	甲府市湯田二丁目２番７号	237-7222
ちどり友の会	障がい児・者の家族の運営により、各種活動を実施。	望月　実	甲府市徳行二丁目２番２６号	222-2031
母子グループ自由人	障がい児の家族の運営により、各種活動を実施。	大塚　ちおり	甲府市天神町７番４号	254-8836
母子グループぐんぐん教室	発達障がい等を抱える児童やその兄弟が参加し、各種活動を実施。	飯塚　周子	甲府市宝一丁目１９番６号 いずみ園内	228-4958
山梨車いす生活者の会ステップアップ甲府支部	車いす使用の当事者の運営により、各種活動を実施。	小林　修	甲府市塩部一丁目１番１５号	268-3053
全国パーキンソン病友の会山梨県支部	パーキンソン病を抱える当事者とその家族の運営により、各種活動を実施。	山寺　健二	甲府市緑が丘一丁目５番１号（事務局）	253-9666（事務局）

山梨県身体障害者運転者会甲府支部	身体障がい者で自動車運転免許証をお持ちの方等を対象に、研修会や親睦会等を実施。	雨宮　正夫	甲府市高畑一丁目４番８号	226-4072
甲府市障害児（者）地域支援連絡会「すくらむ」	障がい児・者当事者とその家族や関係機関の運営により、各種活動を実施。	山本　美枝	甲府市大手三丁目４番１５号	253-7995
社団法人日本オストミー協会山梨県支部	オストメイト（人工肛門・人工膀胱）の方を対象に、情報交換等の活動を実施。	石原　頌功	大月市猿橋町藤崎２６７番地１	0554-22-4140
アフターグループ	ピアカウンセリングによる家族支援（セルフヘルプグループ） 精神障害に関する勉強	工藤　志津子	甲府市山宮町３３５９番地１５	251-7565
公益財団法人日本リウマチ友の会山梨支部	当事者とその家族等の運営により、交流の場を設けたり、リウマチへの理解啓発等を行っている。	石井　笑	甲府市大里町２７８３番地５	241-8974
公益財団法人日本てんかん協会山梨支部	日本てんかん協会（波の会）に入会する形で、山梨支部からの会報も受け取れる。	事 務 局 山中様方	甲斐市富竹新田２０６８番地１６	279-1546
一般社団法人日本筋ジストロフィー協会山梨支部	当事者とその家族が地域で生き生きと過ごせるよう交流等を行っている。	田崎　輝美	甲府市長松寺町１３番地４５号１０３	269-5340
山梨県自閉症協会	当事者とその家族が地域でより豊かで幸せに暮らせるように活動している。	浅川　よし子	甲府市宮前町４番３０号	253-2165

令和3年5月20日から

警戒レベル 4

避難指示（ひなんしじ）で必ず避難

避難勧告（ひなんかんこく）は廃止です

警戒レベル		新たな避難情報等	これまでの避難情報等
5		緊急安全確保（さんさゅうあんぜんかくほ）※1	災害発生情報（発生を確認したときに発令）
～～～<警戒レベル４までに必ず避難！>～～～			
4		避難指示（ひなんしじ）※2	・避難指示（緊急） ・避難勧告
3		高齢者等避難（こうれいしゃとうひなん）※3	避難準備・高齢者等避難開始
2		大雨・洪水・高潮注意報（気象庁）	大雨・洪水・高潮注意報（気象庁）
1		早期注意情報（気象庁）	早期注意情報（気象庁）

※1 市町村が災害の状況を確実に把握できるものではない等の理由から、警戒レベル５は必ず発令される情報ではありません。
※2 避難指示は、これまでの避難勧告のタイミングで発令されることになります。
※3 警戒レベル３は、高齢者等以外の人も必要に応じ普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、危険を感じたら自主的に避難するタイミングです。

警戒レベル5は、
すでに安全な避難ができず
命が危険な状況です。
警戒レベル5緊急安全確保の
発令を待ってはいけません！

避難勧告は廃止されます。
これからは、
警戒レベル4避難指示で
危険な場所から全員避難
しましょう。

避難に時間のかかる
高齢者や障害のある人は、
警戒レベル3高齢者等避難で
危険な場所から避難
しましょう。

内閣府（防災担当）・消防庁

甲府市の防災情報の確認方法

（１）防災行政用無線

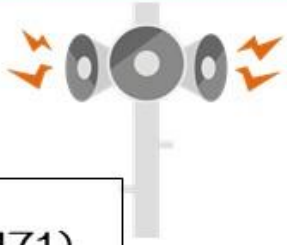

屋外の放送用スピーカーより、防災情報などを放送します。
避難情報は、サイレンを鳴らし、最大音量で放送します。

◆◆防災無線の放送内容を確認できます◆◆
① テレフォンサービス：放送内容を電話確認（℡298-4471）
② ＮＮＳ（テレビの１１ｃｈ）のデータ放送
③ 「メールマガジン」「防災アプリ」
④ 甲府市防災ポータル

（２）甲府市防災防犯メールマガジン

『防災行政用無線の放送内容』や『避難情報』などがメールで配信されます。

【登録方法】
① 空メールを送信してください。
メールアドレス：city-kofu@cousmail-entry.cous.jp
（※右のバーコードを読み取っていただいても送信できます）

QRコード

② メール送信後、仮登録の受付完了メールが届きます。
③ 上記受信後、３０分以内に本文のURLへアクセスし、「甲府市防災防犯メールマガジン」をチェックし、「確認ボタン」を選択
④ 最後に「登録ボタン」を選択し、登録完了です。

◆◆ご注意ください！！◆◆
迷惑メール防止機能が設定されている場合は、確認メールが届かないため、【mlmaster@info.cous.jp】ドメインからメールを受信できるように設定してください。

（３）甲府市防災アプリ

お持ちのスマートフォンやタブレット端末を活用した無料の防災アプリです。気象情報や避難情報等の各種防災情報の配信や、最寄りの避難所等を検索できる防災マップなど、災害時・平常時共に役立つ機能があります。

【登録方法】
Google PlayまたはApp Storeからダウンロードでご利用できます。

※インストール・利用料は無料ですが、通信料は利用者負担となります。

（４）甲府市防災ポータル

甲府市が発表する避難情報や避難所開設情報など、防災に関する情報がリアルタイムに掲載されます。

URL：https://kofu-city.secure.force.com/

QRコード

（５）テレビのデータ放送

避難情報や避難所開設情報をはじめ、各種防災情報が確認できます。

【NHKの場合】

①リモコンの「ｄボタン」を押す
②「防災・生活情報」を選択し、「決定ボタン」を押す
③避難情報や避難所開設情報、河川水位・雨量情報を選択し、「決定ボタン」を押す

【NNS（11ch）の場合】

①リモコンの「ｄボタン」を押す
②「県・甲府市からのお知らせ」を選択し、「決定ボタン」を押す
※「河川水位・土砂災害警戒情報」を選択すると、国や県が配信する河川や土砂災害に関する情報も確認できます。
③「緊急災害情報」や「甲府市防災防犯メールマガジン」等を選択し、「決定ボタン」を押す

（その他）防災情報WEB

各種ハザードマップが閲覧できる「体感ハザードマップ」をはじめ、実際のJアラートの警報音の確認や子どもがゲームで防災について学ぶことができる「防災シミュレーション」、地震災害発生後の問題点や備えなどをアニメーション形式で学習する「防災Eラーニング」など、災害時に不可欠な知識や行動を『見る』『触れる』『感じる』ことで学ぶことができますので、ご活用ください。

URL：http://kofu.gisweb.jp/

QRコード

【お問合せ】甲府市 危機管理室 防災企画課
電話：055-237-5331　　FAX：055-237-9911

その他 防災関連情報の確認

お住まいの地域の実情に応じて、河川や土砂災害の危険性など、防災関連情報の収集に努めましょう。

（1）川の水位情報（山梨県）

山梨県管理河川のほか、国が管理する河川の水位情報や監視カメラの映像等が確認できます。

URL：http://k.river.go.jp

QRコード

（2）総合河川情報システム（山梨県）

県内の雨量・水位情報がリアルタイムで確認できます。

URL：http://www3.pref.yamanashi.jp/yamanashiweb/

QRコード

（3）土砂災害警戒情報システム（山梨県）

土砂災害の危険度が、気象台から提供された予測情報に基づき、約1km四方の領域（メッシュ）で確認できます。

URL：http://www3.pref.yamanashi.jp/dosya/warninfo.l

QRコード

（4）停電情報（東京電力パワーグリッド㈱）

停電情報を確認することができます。

URL：http://teideninfo.tepco.co.jp/flash/index-j.html

QRコード

【要配慮者（障がい者）の「災害時における日頃からの備え」について】

障がいをお持ちの方が、日頃から災害時に備えておいていただきたい事項をまとめましたので、ご確認ください。

１　肢体不自由の障がい者

- 車椅子などの移動器具を使用している場合は、転倒した家具の下敷きにならないように移動空間を確保しておきます。
- 移動器具が確保できない場合や壊れた場合を想定し、「おぶいひも」を用意しておきます。
- 自宅の出入口や避難経路を再確認して、障害物などがある場合は取り除いておくようにします。
- 避難しやすいように、なるべく２階以上の部屋を避け、出入口に近い部屋で生活することも必要です。
- 普段使用している薬や装具の使用方法等を、手帳などに記入し用意しておきます。
- 被災して助けを求める場合に備えて、笛や非常ブザーなどを用意しておくようにします。

２　内部機能（心臓・腎臓・呼吸器など）の障がい者

- 普段使用している薬や装具の使用方法、かかりつけの医療機関や医療条件等を手帳などに記入し用意しておきます。
- 人工透析を受けている方で、医療機関が発行した「透析情報カード」がある場合は、常に携帯しておきます。
- 人工呼吸器を装着している方は、停電に備え非常用外部バッテリーや発電機を準備しておきます。
- 人工透析など医療的な処置が必要な方は、通院できなくなった場合の対処や専用食の備えについて、かかりつけの医療機関にあらかじめ確認しておきます。

３　視覚障がい者

- 災害などの情報をすぐに入手できるよう、携帯用ラジオを身近なところに用意しておきます。
- 白い杖は、常に手の届くところに置いておきます。
- 家族やホームヘルパーなどの方に避難経路の再確認をしてもらい、障害物などがある場合は取り除いておくようにします。
- 被災して助けを求める場合に備えて、笛や非常ブザーなどを用意しておくようにします。

４　聴覚障がい者

- 筆談用のメモ用紙や筆記用具を、常に携帯しておきます。
- 情報を入手できるよう、携帯電話やパソコンの電子メールを利用します。
- 被災して助けを求める場合に備えて、笛や非常ブザーなどを用意しておくようにします。

５　知的障がい者

- 家族等の方は、災害時の行動や、ブロック塀など外での危険な場所について、繰り返し話しておきます。
- 自宅の住所や連絡先、かかりつけの医療機関や、普段使用している薬などを記入したカードなどを携帯するようにします。
- 障害の状態に応じた支援が特に必要なことから、家族等の方は、避難の方法や災害時にお願いしたいことなどについて、地域の関係者と積極的に話し合っておくことが必要です。

６　精神障がい者

- 必要に応じて自宅の住所や連絡先、かかりつけの医療機関や、普段使用している薬などを記入したカードなどを携帯するようにします。
- 障害の状態に応じた支援が必要なことから、家族等の方は、避難の方法や災害時にお願いしたいことなどについて、地域の関係者と積極的に話し合っておくことが必要です。

※事前に各種ハザードマップも確認してください。

《アクセス・開庁時間》

甲府市役所　本庁舎

〒400-8585　甲府市丸の内一丁目１８番１号

＊障がい福祉課は、2階⑤番窓口です。

土日・祝日（年末年始）を除き、平日の午前８時３０分から午後５時１５分まで対応しております。

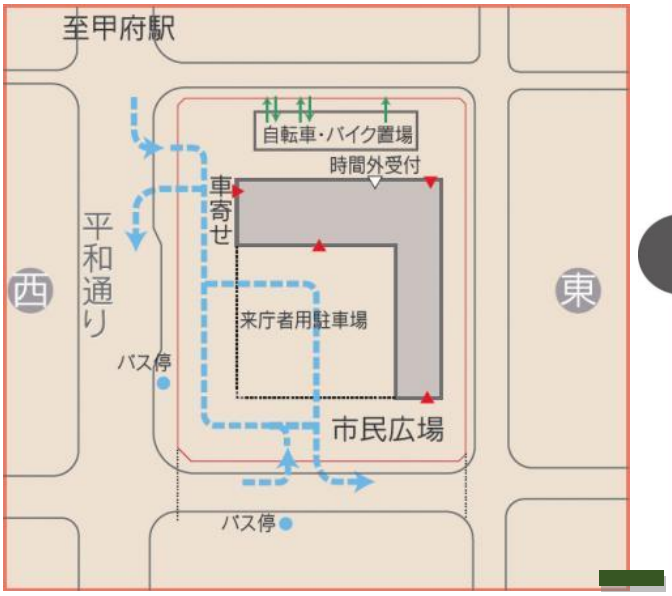

「日本一親切・丁寧で明るい市役所」

甲府市福祉保健部障がい福祉課
障がい者福祉サービスガイド